

欧州における独立国としての小国の地位

——ルクセンブルクの言語、軍隊、通貨をめぐる——

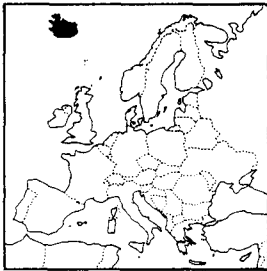
若松 新

はじめに

欧州における小国は、ローマ教皇庁のあるバチカン市国とモナコ湾に面した要塞に立地するモナコ公国を除いてすべて山岳地帯という陸の孤島にあるか、または文字通り絶海の孤島にある。前者としては、ルクセンブルク(Luxembourg)：小さな要塞の意味) 大公国、リヒテンシュタイン公国、サンマリノ共和国、⁽¹⁾アンドラ公国があり、後者としてはアイスランド共和国、マルタ共和国があげられる。ここでは社会科学の一分野としての(学際的な)比較政治学の観点から、これら八つの国家(図表1を参照)における「言語と人口」、「軍隊と国土」、「通貨とGNP」の三点を、ルクセンブルクとの比較において論じたい。

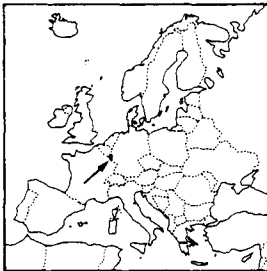
なお「大公(Grand Duke : Großherzog)」とは、「王族・君主(Monarch : Monarch)」のうち「国王(King : König)」より下位の位階、「公(Prince : Fürst)」よりも上位の位階を持つ者である。それぞれの「君主国(Monarchy : Monar-

図表1：欧州における八つの小国の言語(人口)、軍隊(面積)、通貨(GNP)とその場所



アイスランド共和国

言語：アイスランド語。——人口：25.8万人
 軍隊：完全非武装国家で軍隊を持たないが、1949年にNATOに加盟した。51年にはアメリカとの防衛協定を締結し、以来米軍の国内駐留を認め、安全保障を米軍に委ねる政策を採っている。——面積：103,106km²
 通貨：アイスランド・クローネ——
 ——GNP：58.14億ドル



ルクセンブルク大公国

言語：ルクセンブルク語(国語)。フランス語、ドイツ語(共に公用語)。——人口：37.8万人
 軍隊：陸軍のみ。志願制。——面積：2,586km²
 通貨：ルクセンブルク・フラン——
 ——GNP：117.61億ドル



リヒテンシュタイン公国

言語：ドイツ語。——人口：2.9万人
 軍隊：なし。非武装中立主義を採り、軍隊は1868年に廃止された。——面積：160km²
 通貨：スイス・フラン——GNP：11.61億ドル



モナコ公国

言語：フランス語(公用語)。仏伊混合語であるモナコ語あるいはモネガスク語。イタリア語、英語(共に通用語)。——人口：2.9万人
 軍隊：なし。1918年の仏・モナコ条約により、フランスに領土の防衛を保障されている。——面積：1.81km²
 通貨：フランス・フラン——GNP：2.9億ドル



アンドラ公国

言語：カタロニア語(公用語)：35%、スペイン語：58%、フランス語：7%。

——人口：5.0万人
軍隊：なし。但し有事の際にはフランスがアンドラを防衛することが予想される。

——面積：453km²
通貨：フランス・フランおよびスペイン：ペセタ
——GNP：3.4億ドル



バチカン市国

言語：イタリア語、ラテン語(公用語)。
——人口：767人

軍隊：なし。スイス人衛兵約100人が護衛を担う。
——面積：0.44km²

通貨：イタリア・リラ——GNP：不明



サンマリノ共和国

言語：イタリア語(公用語)。
——人口：2.0万人
軍隊：国防、外交は全てイタリアに負ってきたが、1992年国連に加盟、自立を志向した。

現在では城塞防衛隊、大評議会衛兵、憲兵隊(外国人民兵)、民兵隊(16~55歳の全市民)が存在する。
——面積：61km²
通貨：イタリア・リラ(但し、サンマリノ・リラを独自に貨幣鋳造している)

——GNP：1.77億ドル



マルタ共和国

言語：マルタ語(国語)。英語(公用語)。イタリア語(通用語)。
——人口：35.6万人

軍隊：約1600人の軍隊を持つ。志願制。
——面積：316km²

通貨：マルタ・リラ——GNP：25.98億ドル

本図表は、若松ゼミ所属の奥田慎二氏が作成したものを、補完した。
本図表所収の地図は、『最新ヨーロッパ各国要覧』(東京書籍・1993年)の当該国の項目による。また、言語、軍隊、通貨についての記述は、同書に基づき、更に『最新世界各国要覧：六訂版』(東京書籍・1991年)、*Der Fischer Weltatmanach 1994*, Fischer Taschenbuch Verlag, 1993. 等により補完されている。

chie)」を指す言葉としては、「大公国 (Grand Duchy: Großherzogtum)」「王国 (Kingdom: Königium)」「公国 (Principality: Fürstentum)」となる。ちなみに、「国王」より上位の位階を持つ「王族・君主」は、「皇帝 (Emperor: Kaiser)⁽²⁾」と称し、その「君主国」を「帝国 (Empire: Kaisertum oder Kaiserreich)」⁽³⁾と言ふことは周知の事実である。

モンテスキュー (Montesquieu) は、その著『法の精神』(一七四八年)の中で、(1)「共和制」の国は、「小さな領土しか持た」ず、(2)「君主国は中庸の大ききでなければなら」ず、(3)「大帝国」は「専制」「君主」的權威のある「統治者」の下にある、と分析している。ロシア連邦のエリツィン (Boris Yeltsin) 大統領が、民主主義者として登場したにもかかわらず、結果として(チェチェンに武力侵攻して)、「専制政治」を行うに至らしめられたことは、(3)の証左であろう。(1)と(2)については、今日、小国であってもモナコ公国、ルクセンブルク大公国、リヒテンシュタイン公国、アンドラ公国等の君主国が存在し、中規模の国であっても共和国——例えば、仏、独、伊、ポーランド等——が存在することから、必ずしも妥当していないと言えよう。但し、「小さな共和国では、公共善はよりよく感得され、よりよく認識され、各市民のより身近にある」という『法の精神』のくだりは、⁽⁴⁾(ルクセンブルク大公国をも含んだ、共和国のみならず、君主国も包摂する)上記の欧州の小国八箇国には、割合、該当すると思う。このように中規模の国と比べた場合に、小国には、ある程度固有の特徴があるのでないかと考えて、本稿の執筆が始められたことを、予め明らかにしておきたい。

なお本稿で、「欧州における小国」と言う場合には、「極小国」をも含んでいる。また「小国」の事実上の定義は、ルクセンブルクと同じ位か、ルクセンブルクよりも小さい国を漠然と指しているに過ぎない。アイスランドは、地

図（国土の広さ）の上では「小国」ではないかもしれないが、固有の国防政策を採っていないし、人口も二五・八万人で、ルクセンブルクよりも若干少ないので、小国という範疇で捕捉できると判断した。このような曖昧な定義でも話が成り立つのは、欧州（西欧）諸国のうちでルクセンブルクの次に大きな国家が、人口三五〇・二万人のアイランド、人口四二五・九万人のノルウェー、ないし、人口五一四・三万人のデンマークであり、人口で見ると一桁も違うので、ルクセンブルクとこれら三箇国とは、明らかに異なっていると考えられるからである。無論、世界政治において、超大国であるアメリカ合衆国やロシア連邦と比較するならば、相対的にアイルランド、ノルウェー、デンマークも小国であると言えよう。つまり、ここで「小国」とは、欧州諸国の中で小国（あるいは極小国）といえる諸国家を意味するのである。

また、「小国」と称した場合の原語は、二種類ある。第一に、英語で *small country*、独語で *Kleinstaat* であり、これは、内政の分野を政治機構論 (*Comparative Governments: Vergleichende Regierungslehre*) の観点から分析しようとする場合に用いられる。第二に、*small power* ないし、*Kleinnacht* で、これは、国際関係論、ないし国際政治学上の分析を加える場合に用いられる。ここでは、あえて逐一に原語を表示しなかったが、二つの意味があることを指摘しておきたい。

a・言語と人口——ルクセンブルクにおける教育事情を含む——

ルクセンブルク語 (*Lëtzebuergesch*) のように固有の、国名と同じ名称の言語が存在するのは、欧州の小国八箇

国中他には、人口三五万六千人のマルタ共和国のマルタ語⁽⁵⁾、人口二五万八千人のアイスランド共和国のアイスランド語、人口二万八千五百人のモナコ公国のモナコ語 (Monegasco)・伊仏混合語で単なる方言であると言った方がいいかもしれない)のみである。ルクセンブルク語はルクセンブルクにおける唯一の国語であり、公用語としてはルクセンブルク語、仏語、独語の三言語が通用する。したがってルクセンブルク国内の地名の表示板や町名は、いずれもこの三言語が並記されているのである。

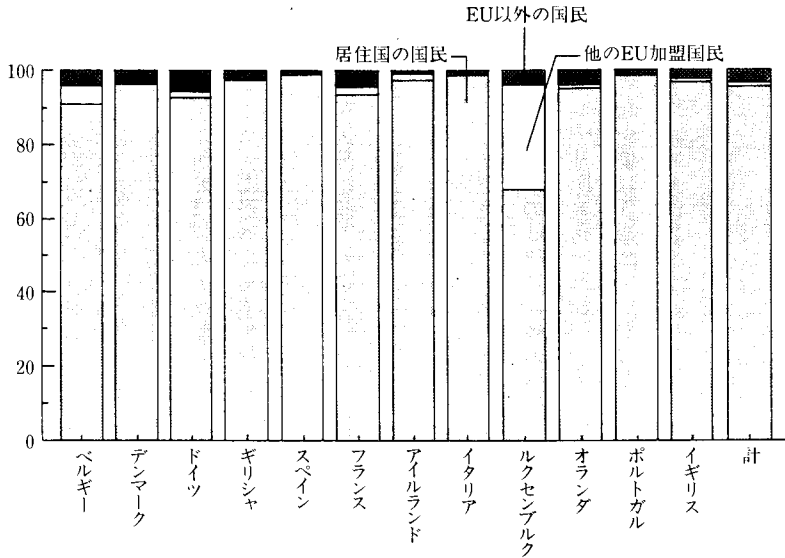
人口わずか三八万九千八百人(一九九二年初頭の統計)〔うち外国人(一九八八年の統計によれば)九万九千四百人(全人口の約二七%・また一九九四年現在、外国人の占める割合は約三〇%以上であり、更にルクセンブルク市内では約四〇%以上が外国人であると目算されている)。内数ポルトガル人二万九千人、イタリア人二万七百人、仏人一万二千六百人、独人八千九百人、ベルギー人八千五百人、オランダ人三千人、スペイン人二千二百人、ユーゴスラヴィア人一千五百人、米国人七百人⁽⁷⁾〕の小国ルクセンブルクが、固有の言語を持つ独立国であることは注目値する。

欧州においてルクセンブルク語と同じ位か、ルクセンブルク語より大きな言語集団で、独自の国家を持たない言語集団⁽⁸⁾としては、例えばガルシア語(二七〇万人⁽⁸⁾西)、サルディア語(二〇〇万人⁽⁸⁾伊)、バスク語(五十一万一千人⁽⁸⁾西、仏)、ウェールズ語(五十二万人⁽⁸⁾英)、フリージア語(四四万五千人⁽⁸⁾独、オランダ)、ブルターニュ語(二七万⁽⁸⁾仏)などがある。但し、これらの言語は単なる方言であれ、独自の言語であれ、言語学者が分類すれば無数に増える可能性がある。例えばベルギー国憲法第三条の二に言う「ベルギー国は、フランス語区、オランダ語区、ブリュッセル・首都の二言語区およびドイツ語区の四つの語区からなる⁽⁹⁾」という条文中の、フランス語とはヴァロ

ン（ワルーン）語であり、オランダ語とはフラマン（フランタース）語である。なお、ヴァロン語は、私的日常生活として会話で主として用いられる仏語の方言の一つである。ヴァロン語圏でも仏語を公的文章では用いていることから、憲法上は「仏語」と記されている。フラマン語も、ヴァロン語と同様に、書き言葉はオランダ語と同じであるが、話し言葉がオランダ語と異なっている。⁽¹⁾ 上記の諸言語の他に、独自の国家を持たないルクセンブルク語より大きな言語集団としては、カタロニア語（七三〇万人）西、仏、伊、アンドラ）などがある。しかし、カタロニア語はアンドラでは公用語となっている。

ルクセンブルクでは総人口のうち約三〇％以上（一九九四年）を外国人が占めているが、外国人に対する排外主義に基づく排斥暴動は起きていない。これに対して六、四九五、七九二人（一九九二年末日の統計）の外国人が在住しているドイツ連邦共和国では、ドイツ（右翼の）民族主義者達が扇動する（主として、キリスト教徒にとつての異教徒と言える、回教徒であるトルコ人に対する）外国人排斥の動きがある。六四九万人という数字は、八〇、九八〇、三四三人を数えるドイツの総人口⁽¹²⁾中約八％に相当する。約二七％（一九八八年の統計）、ないし、約三〇％を超える（一九九四年の統計）人数の外国人がいる、ルクセンブルクで外国人排斥行動がなく、約八％しか外国人がいらないドイツで外国人排斥運動が生じているのは、どうしてだろうか。これは、外国人と区別される一つの「民族」という概念が生じるには、一定規模以上の「民族集団」が必要であることを、示唆していると思う。したがって、私見によれば、人口七、四四九万人（総人口八、〇九八万人中六四九万人は外国人）の「ドイツ民族」という概念はあるが人口約二九万人（総人口約三八万九千八百人中約九万九千九百人は外国人）の「ルクセンブルク民族」という概念は存在しないと考えられる。

図表 2 : EU加盟12箇国における定住外国人の総人口に対する割合(1992年)



本図表は、ユーロスタット、Demographic Statistics, 1994により、大西健夫・岸上慎太郎編『EU：統合の系譜』(早稲田大学出版部・1995年)171頁(中曽根佐織)による。

参考までに、一九九二年現在のEU加盟一二箇国における定住外国人の割合の一覧表を付記する。ルクセンブルクのみが、人口中三〇%以上の外国人を抱える「超国際的な国家」である。EU加盟国の中でルクセンブルクの次に外国人の割合が多いベルギーであっても、一〇%程度に過ぎない。

更に、これらルクセンブルクにおける移民労働者の多くは、出身国がカトリック国であったため、ルクセンブルク国内の宗教的同質性(ルクセンブルク人の九七%はカトリック教徒である⁽¹³⁾)に、ほとんど変化を及ぼさなかったことも、「ルクセンブルク国内において排外主義が不在であること」の原因の一つであると思う。また、参考として、ルクセンブルクの出生率は、一九八三年一月一日現在で一・一八%である。この数値は、旧EC(欧州共同体)内で最低水

準（であり、おそらく、世界中で最低水準）である。ルクセンブルクの死亡率が、同日現在で一・三八%であることを考えると、この国の人口は、「自然減少」の一途をたどっていることが判明する。ルクセンブルクが、欧州で最も低い出生率であり、かつ、欧州で最も高い比率の定住外国人をかかえていること⁽¹⁴⁾の、この一点から勘案して、「移民労働者がいなければ、この国は漸次に消滅する運命にある」と考えるのは、少し悲観論的過ぎるかもしれないが、一面の真理をついているといえよう。

なお、ルクセンブルクでは母国語はルクセンブルク語であり、公用語はルクセンブルク語と独語、仏語である。しかしながら、慣例上、公文書と法令では仏語を用いている⁽¹⁵⁾。したがって政治学者の中には仏語が主要言語であると誤解⁽¹⁶⁾している人もいるようである。但し、議会でも議論をする時には、母国語であるルクセンブルク語を用いている。なお、ルクセンブルク人の仏語は、生粋のバリの仏語を用いる人によれば、明らかに異邦の「仏語もどきの言語」である⁽¹⁷⁾とみなされているようである。

ルクセンブルクの子供達は、小学校の段階から、仏語と独語で授業を受けている。また、ルクセンブルク的高等学校では、国語（ルクセンブルク語）の授業の他に、授業科目ごとに英語、独語、仏語で講義を受けている。したがって、九年間の義務教育だけを受けた者であっても、三箇国語が自由に操れる（trilingual）。更に、高等教育を受けた者は、自動的に英語を含む四箇国語が自由に使用できる（quadilingual）ことになる。但し、高等学校進学率そのものは、五%前後でそれほど高くはない。また、ルクセンブルク大学には、文化系の学部がないので、文化系の学生は必ず近隣諸国に留学することになり、国際性豊かな人材が育成されることになるのである。

b・軍隊と国土⁽¹⁷⁾——大國の国防費についての考察も含む——

国土の面積五万九百平方キロメートルのコスタリカ共和国の一九四九年の憲法第一二条は、「常設の制度としての軍隊は禁止する⁽¹⁸⁾」と規定していた。これに対して、国土の面積二千五八六平方キロメートルのルクセンブルクでは、國家の総予算の二・九%、対GNP比一・〇%の国防予算に相当する陸軍が存在する。ルクセンブルクは独自の空軍はもっていないが、NATOの原加盟國であるため、NATO機の一部分がルクセンブルク籍になっている⁽¹⁹⁾。なお海軍は内陸國であるため存在しない。

一八六八年一〇月一七日制定の現行ルクセンブルク憲法(その後の改正も含む)によれば、「中立化の宣言が立法府によって批准されるものとする。法律は中立化の宣言の効力を決定するものとする」⁽²⁰⁾(第一〇条)と定められている。この条文は、一八六七年五月のロンドン會議でルクセンブルクが永世中立國となったことを受けて規定されたものである。しかしルクセンブルクは、第一次世界大戰と第二次世界大戰で二度にわたって戦禍を被った。第一次世界大戰においては幸いなことに、ドイツが早期に降伏したので国土はさほど荒廢しなかつた。しかし、第二次世界大戰においては不幸にも、ドイツが徹底抗戦したので、ルクセンブルクの国土は焦土と化した。このことは、万一、小國が対外的中立を宣言したとしても、それはその領土の保全を必ずしも保障しないことを、教訓とするものであった。その結果、第二次世界大戰後、ルクセンブルクはその中立政策を放棄してNATOの原加盟國となったと言われている⁽²¹⁾。事実、一九四八年に行われた四月二八日、五月六日、一五日、二二日の一連の憲法改正作業の中

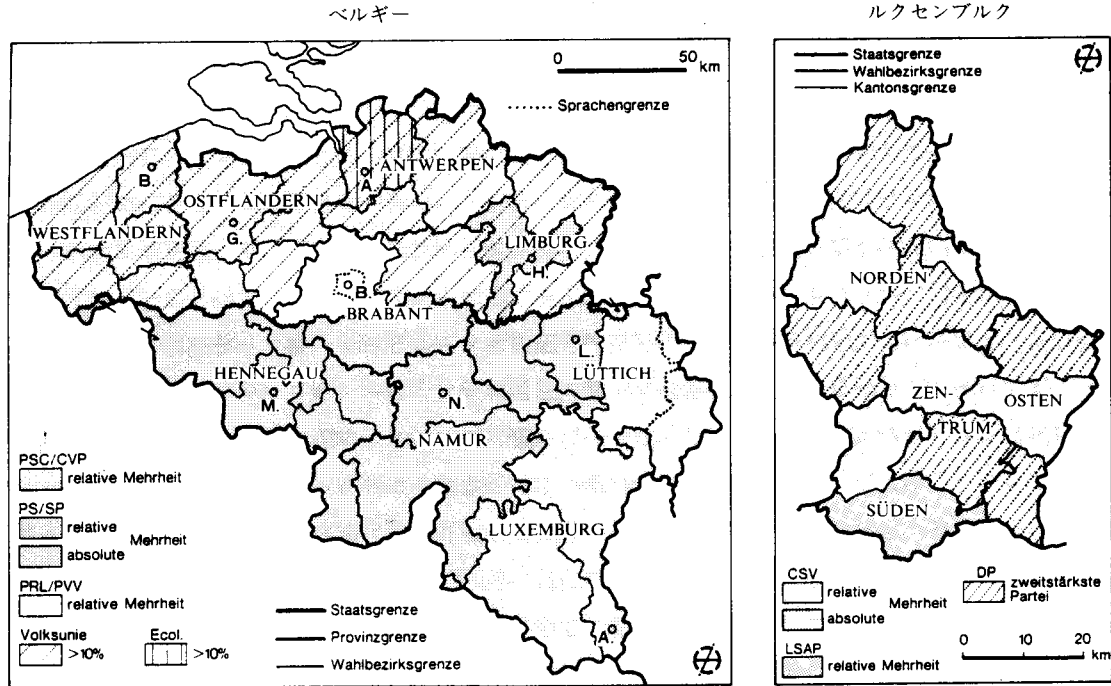
で、「永世中立条項」はほとんど削除された。しかし、上記の現行ルクセンブルク憲法第一〇条には、中立政策の残滓が認められる。かくして「軍事同盟に加盟する中立国ルクセンブルク」が生まれたのである。NATOの原加盟国でありながら、中立国と自称する国民と政府の心理状態ないし憲法意識は、どこか日本の平和憲法に関する憲法意識の上での、「建て前」と「本音」のギャップに酷似している。⁽²²⁾

ルクセンブルク憲法第三七条第六項は「大公は宣戦を布告する」と定めている。⁽²³⁾しかし、一八三九年四月一四日に独立して以来、ルクセンブルクは自ら宣戦を布告したことはなかった。

先に記した欧州の小国八箇国のうち、独自の国防政策を執っているのは、ルクセンブルクの他には、国土の面積一〇万三千平方キロメートルのアイスランド共和国、国土の面積六〇・五平方キロメートルのサンマリノ共和国、国土の面積三一六平方キロメートルのマルタ共和国の三箇国のみである。このうちアイスランドは完全非武装国であるが、NATOの原加盟国として約三千名の合衆国軍が駐留している。サンマリノは国防予算は不詳だが城塞防衛隊、大評議会衛兵、憲兵隊、民兵隊などが存在する。マルタでは、国家の総予算の二・七%、対GNP比一・三%の国防予算に相当する軍隊が存在する。ルクセンブルク、マルタの国軍は現在いずれも志願制である。⁽²⁴⁾なおルクセンブルクでは、一九六七年六月二九日に徴兵制が廃止されるまで、兵役が存在した。

国土の面積一・八一平方キロメートルのモナコは仏が国防政策を担い、国土の面積一六〇平方キロメートルのリヒテンシュタイン⁽²⁵⁾と国土の面積〇・四四平方キロメートルのバチカン⁽²⁶⁾はスイスがそれぞれの国防政策を担い、国土の面積四六八平方キロメートルのアンドラでは、対外政策そのものを仏が担っている。なお、リヒテンシュタインは、オーストリア、バチカン、国連の三者に対してのみ独自の対外政策を採っている。リヒテンシュタインのそれ

地図 3 : ベルギー王国の県名(ルクセンブルク県の地域)とルクセンブルク大公国の国土



本地図は、*Wahl atlas: Europa*, Höller u. Zwick, 1988, 1. Aufl., S.63(Belgien), 137(Luxemburg). による。

欧州における独立国としての小国の地位

図表4：GNPまたはGDPに占める大国の軍事費の割合の国際比較(%)

	アメリカ 合衆国	ドイツ ¹⁾	フランス	イギリス	ソ連	中国
1965(昭40)	8.0	5.7	4.8	6.8	…	10
1970(“45)	7.8	3.3	4.0	4.9	11	9.5
1975(“50)	5.8	3.7	3.9	4.9	2) 9~10	7~10
1980(“55)	5.6	3.3	4.0	5.0	3) 8~9	5.4
1981(“56)	6.1	4.3	4.1	5.4		5.0
1982(“57)	6.5	4.1	4.2	5.3		4.7
1983(“58)	6.7	3.4	4.2	5.5		4.2
1984(“59)	6.2	3.3	4.0	5.5	…	3.2
1985(“60)	6.5	3.2	4.0	5.2	…	2.2
1986(“61)	6.7	3.1	3.9	4.9	…	2.6
1987(“62)	6.4	3.0	4.0	4.7	…	1.9
1988(“63)	5.7	2.4	3.2	4.5	…	1.6
1989(平1)	5.7	2.3	3.0	3.7	…	1.6

イギリス国際戦略研究所「ミリタリー・バランス」(日本語版は1978年版まで時事通信社、79年版からは朝雲新聞社発行)による。

1) 旧西ドイツ。2) 藤本良男「数字で読む米ソ関係」中の所収のストックホルム平和研究所の推定。3) 国民所得に占める割合。

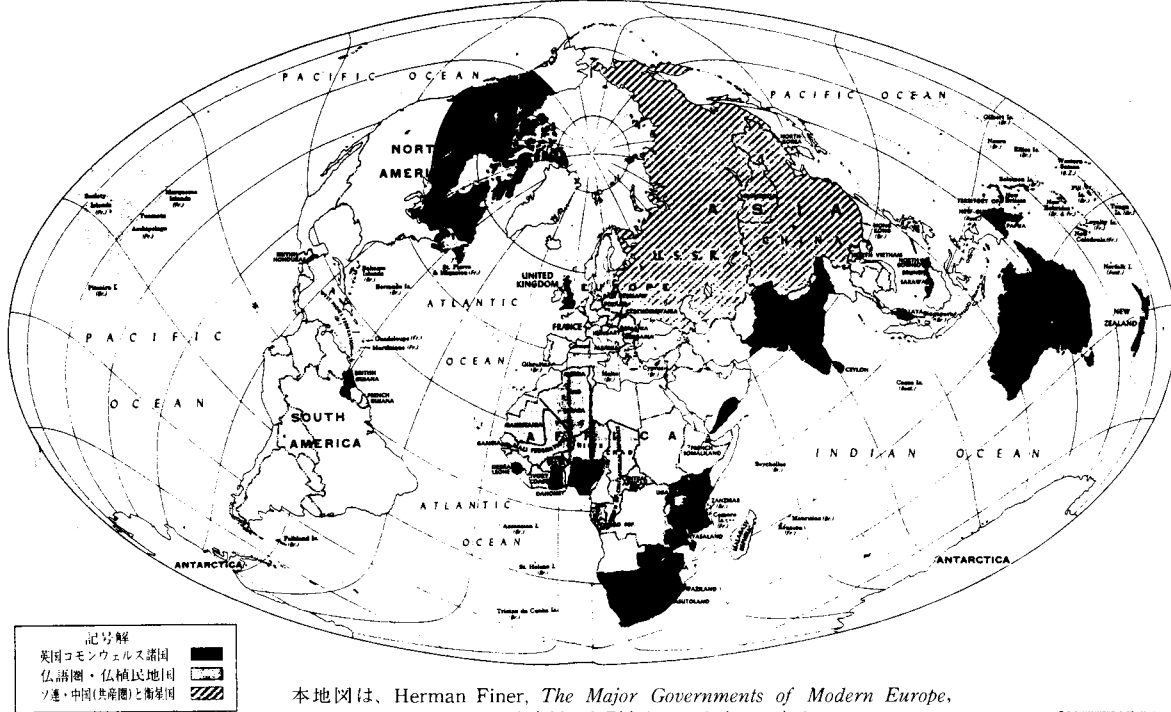
本図表は、「数字でみる日本の一〇〇年 改訂第三版」(同勢社・1991年)530頁による。

以外の国々に対する対外政策は、スイスに依存している。

なお、一五世紀にルクセンブルクの国土は現在の約四倍の大きさを持っていた。その後、独、仏という二方の大国によって領土を削り取られた。最終的に一八三九年にオランダ王国(現在のベルギー)から独立した時に、更に国土の西半分を割譲して、国土の面積は独立直前の約二分の一に半減した。今日のベルギー王国の一部には、今なおルクセンブルクという名称の地名が残っている(地図3参照)。しかし、ベルギー王国内のルクセンブルク地方では、もはやルクセンブルク語は通用しない。但し、独、仏、ベルギー三国の領土内であっても、国境をルクセンブルクと接している一部の地域に於いては、今なおルクセンブルク語も(事実上)通用するという。

「軍隊と国土」の項目の最後に、大国と国防予算の関係について言及したい。つまり、大国、すなわち領

地図5：世界地図に占める1960年当時の英連邦諸国、フランス勢力圏諸国



本地図は、Herman Finer, *The Major Governments of Modern Europe*, Methuen & Co., 1960. の裏表紙に印刷されていたものである。

D. C. L. HAMMOND & CO., MANHATTAN, N. Y.

土の広い国、ないし支配権のおよぶ範囲の広大な国における「国土の広さ」と「国防費の対GNPないしGDP比率」との間にも、一定の相関関係が認められるのではないかと、という観点に立った考察である。

かかる観点から、図表4を参照すると、国土の面積約二、二四〇万平方キロメートル（日本の約六〇倍）の旧ソ連の国防費が、対GNPないしGDP比率八%ないし一%で最も多かった。次いで、国土の面積約九三万平方キロメートル（日本の約二五倍）のアメリカ合衆国の国防費が、対GNPないしGDP比率五・六%ないし八・〇%で続く。第三に、国土の面積では約二四万平方キロメートル（日本の約二/三）に過ぎないが、英国の国防費が、対GNPないしGDP比率三・七%ないし六・八%が多い。英国の場合、旧植民地国（一九六〇年当時の英国コモンウェルス諸国）が、例えば、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等のオセアニア諸国、インド、パキスタン、セイロン等の南アジア諸国、および南アフリカ連邦、ケニア、タンザニア、ナイジェリア等のアフリカ諸国など、世界中に広がっている。国防費第四位のフランス（対GNPないしGDP比率三・〇%から四・八%）の国土も、約五五万平方キロメートル（日本の一・四六倍）であるが、フランス勢力圏ないしフランス文化圏は多大である。旧フランス植民地国としては、例えば、サハラ、モリタニア、マリ、ニジェール、チャド、中央アフリカ、コンゴ、旧象牙海岸（コートジボアール）、マルガシ（マダガスカル）等のアフリカ諸国が、主として挙げられる（図5参照）。なお、国土の面積約九六〇万平方キロメートル（日本の約二六倍）の中華人民共和国の国防費は、対GNPないしGDP比率一・六%ないし一〇%である。

c・通貨とGNP——「国境コントロールなき欧州」を含む——

GNP一七・六一億ドルのルクセンブルクには、独自の通貨であるルクセンブルク・フランが存在する。ルクセンブルク国内のベルギー、独、仏の国境沿いの地方では、ベルギー・フラン、ドイツ・マルク、フランス・フランのそれぞれも（事実上）通用する。しかし、反対にこれら三国のルクセンブルクに国境を接する地方では、ルクセンブルク・フランは通用しない。この点で、小国ルクセンブルクは隣接する三経済大国に残念ながら譲歩せざるをえない。また、経済統計上は関税同盟の関係から、ルクセンブルクの各指標はベルギーに含まれることが多い。更に、一九九二年五月の通貨同盟によって、ルクセンブルク・フランとベルギー・フランは一对一で等価交換されることとなった。²⁶⁾

先の欧州の小国八箇國中、ルクセンブルク以外で独自の通貨を持つのは、GNP五八・一四億ドルのアイスランド（アイスランド・クローネ）、GNP二五・九八億ドルのマルタ（マルタ・リラ）のみである。GNP二・九億ドルのモナコでは仏の通貨、GNP一・六一億ドルのリヒテンシュタインではスイスの通貨、GNP一・七七億ドルのサンマリノとGNP不明のバチカンでは伊の通貨、GNP三・四億ドルのアンドラではスペインと仏の両方の通貨がそれぞれ通用している。

ルクセンブルクの人々は自家用車で容易に国境を越え、ケルン（ルクセンブルク中心部から一九三キロ・メートル）、パリ（同三四八キロ・メートル）、ブリュッセル（二一九キロ・メートル）、アムステルダムなどに赴いて買い

物を楽しんでいる。筆者の友人であるパトリック・ハイン (Patrick Heim) 氏の実家がある、フランス国境沿いの南部の町、デュデリンゲンからは、自家用車でケルンおよびパリへはそれぞれ片道四時間、ブリュッセルへは二時間半、アムステルダムでも六時間で、いずれも早朝に家を出れば日帰り帰ることができる距離にある。日本とは外国との隔たりが全く異なっているのである。なお、ルクセンブルクと仏の国境には、壁も鉄条網もなく、検閲所も多くないので、仏国境沿いの町に住んでいるハイン氏は、小道を散策をしながら何時しか国境を越えて仏側に入り込み、また、ルクセンブルクに戻ることがしばしばあるという。万一、これが本当ならば、事実上、国境沿いの町に住む住民が自由往来する際には、国境はあつてなきがものに等しいと言えよう。

また、ルクセンブルク大公国では、ガソリン税が低く、ガソリン代が安いので、ベルギー王国内のルクセンブルク県在住の人々は、国境を越えてルクセンブルク大公国へガソリンを買い出しに出かけることが、日常生活の一部となっている。つまり、休日になると、ルクセンブルク大公国に到着するまでのガソリンを入れて、ルクセンブルク大公国に繰り出し、そこで給油して、ベルギー王国内のルクセンブルク県の自宅へ帰宅する。そこで、ルクセンブルク国内のベルギー王国との国境沿いには、ガソリン・スタンドが林立することになるとい²⁷⁾う。このようにベルギー王国のルクセンブルク県(地方)とルクセンブルク大公国との結びつきも、完全になくなったわけではないのである。

一九八五年六月一日にルクセンブルクのシェンゲン (Schengen) で締結され、一九九五年三月二六日に発効した²⁸⁾、『シェンゲン協定』は、「国境コントロールなき欧州」、すなわち、国境管理の漸進的撤廃を目指している。第一に、シェンゲン協定の署名以降、締約国は、一般旅行者の乗用車による(署名国相互間での)国境通過に関し、

図表6：国境コントロールなき欧州



本図表は、*The Japan Times*, May 9, 1995, p.B1. による。

なおシェンゲン協定では、

(1)域内における国境での人的往来について、検問は廃止する。

但し、域外との国境における人的往来について、検問を強化する。

(2)ビザ(査証)は相互に承認される。

統一したビザ制度が計画されている。

(3)亡命手続きについては、各々の場合に一国のみが権限を持って手続きにあたる。但し、国民に亡命権を認める。

(4)警察の協力。

(a)シェンゲン情報制度という共通のコンピューターを用いた捜査・情報交換制度を持つ。

(b)警察が逃亡者を追跡している時には、国境を越えて犯人を追跡するものとされている。

本図解説は、Thomas Läufer, *22 Fragen zu Europa*, Europa Union Verlag, 1994, S.77. による。

低速度で通過させて、外部からの視覚によって実旋する国境管理にとどめてきた（低速国境通過の実施）。第二に、シェンゲン協定が発効した後の現在、締約国は、締約国相互間で（空港での）国境コントロールを廃止し、（締約国相互間の国際線を、国内線扱いし）ている。現在正式加盟国は、ドイツ、フランス、ベネルクス三国、スペイン、ポルトガルである。シェンゲン協定に署名はしているが、まだ国境コントロールを廃止していない諸国はオーストリア、イタリア、ギリシャである。イギリス、アイルランド、デンマーク、⁽²⁹⁾スウェーデン、フィンランドの六箇国は、まだ、シェンゲン協定に加盟していない（図表6も参照）。

当初は、一九九五年七月一日を期して、港湾、鉄道でも国境コントロールを廃止する予定であった。しかし、「シェンゲン情報センター」の所在地であるストラスブールを国内にかかえる、フランスが半年の延期を通告した。そこで、この協定の全面的発効にはもう少し紆余曲折が予想される。「シェンゲン情報センター」とは、国境コントロールの廃止後、加盟国における治安の維持、具体的には、指名手配者・贓物・偽造旅券・偽造通貨等のより迅速な捜査、検索を行うために稼働する『シェンゲン情報システム (Schengen Informationssystem: SIS)』とどう、コンピュータシステムの所在地を指す。フランスが国境コントロールの全面的廃止に逡巡したのは、国境監視の緩和により、オランダからの麻薬の流入等の故に、治安が悪化したと判断したからである。これに対してドイツは、シェンゲン協定の範囲を拡大して、最終的には全EU諸国間の移動の自由を実現することを目標としている。

シェンゲン協定の発効により、締約国間で何らのコントロールなしに、人の自由移動が可能となる。また、締約国の一国に入国した域外国国民は、査証の有効期間内で（シェンゲン協定締約国）域内での自由移動が可能となる。しかし、シェンゲン協定にも問題点はある。すなわち、犯罪者、難民の往来である。犯罪者の往来を規制すること

に異論を唱える者はいないだろう。だが、難民の受け入れについては、各国政府間でその政策的配慮に相違がある。特に（政治的亡命者とは異なって）経済的難民の場合には、一度、規制の比較的緩和された国家に入国すると、自動的に、規制の比較的厳しい他国にも（自由往来して）出入国できることとなる。この点で、今後コンセンサスを作り出す必要が生まれると思う。⁽³⁰⁾

「欧州市民権」を認める政治的な統合の後、即ち一九九三年一月一日のマーストリヒト (Maastricht) 条約発効後には、更にパスポートの表紙には「EU」と明記され、一頁目に加盟国名が記されることとなった。次いで、本文にも、「この者は、第一にルクセンブルク国の市民、第二に欧州連合 (Europäische Union) の市民 (Bürger) である」と記されているという。マーストリヒト条約発効にもなって、EC (欧州共同体)・ドイツ語ではEG: Europäische Gemeinschaft) という略称も、EU (欧州連合) にとって代わられたのである。⁽³¹⁾

ルクセンブルクにはかねてよりスペインやポルトガル等の南欧からの移民、中でもとりわけスペインより貧しいポルトガルからの（経済的な理由による）移民が鉄鉱業における労働者として流入してきた。ルクセンブルクにおけるポルトガル人、⁽³³⁾（旧西）ドイツにおけるトルコ人、⁽³⁴⁾（旧東）ドイツにおけるベトナム人、⁽³⁵⁾フランスにおけるアラブ人⁽³⁶⁾というように、欧州の先進諸国への経済移民は、一民族ごとに一箇国に集中する傾向にある。なお、ルクセンブルク国内でとりわけ移民の数が多いのは、観光業を主とするルクセンブルク国土の北半分ではなく、製鉄工場が林立する南半分である。

一九八九年以降、東欧諸国の「自由・民主化革命」とも言うべき改革の途上で経済的難民が生じた。しかしながらこの経済的難民は、東欧諸国とルクセンブルクとの距離がおよそ一千キロメートル離れているため、当面ルクセ

ンブルクには大量に流入する虞はないと目算されている。そこでルクセンブルク国民は、さしあたって一人あたり三万五八五〇米ドル（一九九三年）という高額のGNP⁽³⁷⁾を享受し続けられるのである。（参考までに付言すると、日本国民一人あたりのGNPは三万一四五〇米ドル（同年）で、小国ルクセンブルクにわずかながら及ばない。）

小国ルクセンブルクは、一八三九年以来一六〇年近くの間、欧州大陸の一角にあって主権独立国としての地位を守り続けることができた。これは、ルクセンブルクの外交上の卓越した手腕に負っている。軍事的にルクセンブルクは、独、仏という二大列強の間に位置する。それ故に、仏に媚びれば独が進出し、独に偏れば仏が黙っていない。「小さな要塞」としてのルクセンブルクは、かような軍事大国が覇権をめぐって繰り広げる紛争の多発地帯である、ザールラント地方やアルザス・ロレーヌ（エルザス・ロートリンゲン）地方に隣接しながらも、独立を守りえたのである。これは、ルクセンブルクが第一に山岳地帯の「要塞」に位置していたことにもよるが、第二に何よりも外交上の「奇跡」とも言うべき「政治力」によっていたのである。ちなみに先進国首脳会議「サミット」にも出席する、EC委員会委員長（President of the Commission of the European Communities (EC): Präsident der EG-Kommission）の重責を、一九八一年から一九八五年一月一日まで（任期四年にわたって）担ったのは、G・トルン（Gaston Thorn）ルクセンブルク元首相（民主党：首相としては一九七四年七月四日から一九七九年七月まで在職）であった。また、一九九五年一月から（任期五年で）現在の欧州委員会委員長（President of the European Commission）になったのも、ジャック・サンテル（Jacques Santer）ルクセンブルク元首相（キリスト教社会国民党：首相としては一九八四年七月二三日から一九九五年一月まで在職）である。このように、小国であっても、ルクセンブルクの外交力は、決して侮れないのである。なお、ルクセンブルクには、欧州裁判所と欧州議会事務局も設置

されている。かような点でも、我々が小国ルクセンブルクから学ぶ点は多いと思う。

以上の論考を要約すると、(欧州において)一定以上の人口を有する国家は独自の言語を持ち、一定以上の面積を有する国家は独自の軍隊を持ち、⁽³⁸⁾一定以上のGNPを有する国家は独自の通貨を有する、⁽³⁹⁾という至極当然の結果となる。この一定以上の人口、面積、GNPという三つの基準を、いずれもクリアした小国が、(島国であるマルタと)内陸国のルクセンブルクであったのである。

d・本稿が示唆する逆説・少数説について

明治維新以来(、第二次世界大戦終結まで)の日本では、殖産興業と富国(強兵)を目的として、経済的にも、政治的にも、(軍事的にも)大国になることが良いことであるという、暗黙の前提があったと思う。ところが、本稿が扱ったルクセンブルクという欧州の小国の分析結果は、むしろ「小さいことは良いことだ」という、逆説を提起するがごとき観を呈している。もちろん、日本が小国を目指すべきであると、大それたことを言うつもりは毛頭ない。だが、ここでは初めに、「小国に利点があるとすれば、それはどの点であるか」を多面的に検討したいと思う。

大国より小国の方が良い点としては、第一に、大国ドイツでは、(宗教的に異質な異邦人に対する)排外主義の危険性が存在するが、小国ルクセンブルクでは、(宗教的に同質的な外国人に対する)国際協調主義が例外なく流布している。この点については、既に本文で述べた。第二に、言語について。第一の点と関連するが、米英仏口のように

な大国では、自国言語への（一見、過剰な）執着心が認められる。これに対して、多言語国家ルクセンブルクでは、ルクセンブルク語という独自の言語を持ちながらも、外国語への親近感が強い。これに付随して、日本のように外国語といえ九〇%まで英語（とりわけ米語）を意味するがごとき対米偏重主義は、ルクセンブルクには当然のことながら存在しない。第三に、軍隊について。ルクセンブルクのような小国は、もとより、軍事的勢力均衡に貢献する度合いも低いという潜在的弱点を持っている。だが小国は、クウェートのように、不幸にして紛争当事国になった場合を除いて、軍縮指向的政策を採りやすいという利点を持つ。これに対して、大国は自国の覇権を求めて軍拡指向的政策を展開しやすいという欠点を持っている。第四に、通貨について。将来、欧州共通通貨（ECU）が発券されるに際して、そのためにEU各国が充足しなければならない、経済的諸条件⁽⁴⁾にはほ適合しているのは、残念ながら、（アイルランドと）ルクセンブルク位であると言われている。最後に、実利的側面。国連総会などの国際機関で、大国も一票（二名代表）、小国も一票（一名代表）、という一国一票（一名代表）制度が採用される場合がある。この一国一票（一名代表）⁽⁴²⁾制度から主として恩恵をうけるのは、小国である。このように考察してみると、小国には独自の利点があるということが判る。

但し、小国ルクセンブルクが経済的に繁栄しえたのは、自由で民主的な諸国家群からなる欧州大陸の中心部に位置して、その自由貿易体制を享受したからであろう。石油ショック以降、ルクセンブルクでは、その鉄鋼業が構造的に不況産業となった。そこで、ルクセンブルクは他国よりも低い税率を（法人税に）適用して、一種の税制天国（tax heaven）を形成し、金融・銀行業を誘致した。つまり、ルクセンブルクは（隣接する大国によってその安全を保障されている）小国であるが故に、自由主義経済体制のうま味にあずかることができたと言えよう。

次に、従来、主として国法学たる憲法学では、国法の効力（国家主権）の及ぶ範囲は、領土（領陸＋領海＋領空の三者）であると論じてきた。これに対して本稿は、国家の実態は、人口（民族・語族）によって（統計的に）基礎づけられた言語、（政治学的に）国土（の広さ）によって基礎づけられた軍隊、（経済学的に）GNP（の大きさ）によって基礎づけられた通貨の三者であると（いう少数説を）示唆している。この観点は、何も開明的なイメージだけで考えたわけではない。つまり、通常、一定以上の規模の主権独立国家であるならば、国家主権の及ぶ範囲では、（独自の言語は別としても）独自の軍隊と独自の通貨を持つのが当然である、という保守的な側面をも含んでいる。このような分析上の観点の相違は、むしろ、伝統的な憲法・法律解釈学としての国家学と「社会科学の分野である政治学」との、視座の相違に由来すると思う。

おわりに

本稿は、一九九一年四月から一九九三年三月にかけて早稲田大学大学院政治学研究科で政治学なかんずく憲法を専攻していた、ルクセンブルク国籍の日本国文部省国費留学生P・ハイン氏が、「ルクセンブルクという国家は小国でありながら、独自の言語、軍隊、通貨の三者を三つとも持っている」と、誇らしげに言及し、「かような意味で他の欧州大陸の小国では見られない主権独立国である」と、力説したのをヒントにして書き記したものである。彼は、個人的には、夢多き「ルクセンブルク社会労働者党（LSAP: Letzebuenger Sozialistesche Arbechterpartei）」の支持者であった。また、ハイン氏は、日本のPKOへの安易な参加には明白に反対していた。⁽⁴⁴⁾にもかかわらず、ル

クセンブルクが独自の軍隊を持っていることも、ハイン氏にとっては誇るべき対象であったのである。なお私見によれば、この愛国心は、例えば「ルクセンブルク人種(Rasse)、ないしルクセンブルク民族主義(Nationalismus)」と言った場合に想定される、排他性を含むマイナスのイメージを持ったアイデンティティーに基づくものではない。むしろ「ルクセンブルク国民(Volk)、ないしルクセンブルク公民(Staatsbürger)」と述べた場合に考えられる、国際協調性を含むプラスのイメージを持つアイデンティティーに基づいた、愛国心であると判断している。

彼を頼って一九九二年三月に来日した、イーヴ・ピロン(Yves Piron)氏は、LSAPの国会議員秘書官(Attaché Parlementaire)であった。彼ら二人と日本の昭和天皇の戦後責任(Nachkriegsschuld)の問題について話した時に、「日本国民の中でおよそ二・五%の者が、昭和天皇を『戦争犯罪人(Kriegsverbrecher)』とみなしていた⁽⁴⁵⁾」という言い及ぶ機会があった。それに対する二人の反応は、「我々の祖国ではそういうことは全くない。ルクセンブルク国民は皆、大公制を支持している。何しろルクセンブルクは、自由で民主的な国民投票によって、八〇%以上の賛成票をもって大公制を承認した国である。したがって、ルクセンブルクの大公制は自由で民主的な手続きによって定められている。欧州大陸ではおそらく唯一ルクセンブルクだけが、自由な国民投票によって自国の君主を民主的に選んでいると思う。世界中でも、このように自由で民主的な手続きによって定められた君主国は、ルクセンブルクだけかもしれない」というものであった。

そこで、一国の国王を自由な国民投票によって信任するという最も民主的な方法が、いつ、いかなる理由で、どのようにして、実現されたのかを、旧稿⁽⁴⁶⁾の論述では探ったのである。

なお、ルクセンブルク社会労働者党(LSAP)は、当時、現に政府与党であった。LSAPは、戦後、一九四

五年から一九四七年、一九五一年から一九五九年、一九六四年から一九六九年、一九七四年から一九七九年、および一九八四年以降現在に至るまで、都合五回にわたって連立政権の政府与党であった。この時、すなわち、「日本国民中二・五%の者の昭和天皇戦争犯罪人論」を聞いた時の、ハイン氏とイーウ氏の反応は、呆気にとられており、「驚愕の念」と言いうるものであった。筆者の経験からして、戦争責任論は、日本の（キリスト教系左翼の）⁽⁴⁷⁾ 社会党支持者の一部で好んで交わされる話題であった。しかし、筆者はこの話題を提供したことにより、一種のカルチャー・ショック (Kulturschock : culture shock) を味わうことになった。兩名のかような対応に対する筆者の感想は、「仮にも政府与党というものは、社会主義政党であっても、自国の君主制度を疑問視することはない⁽⁴⁸⁾ ではないか。日本の（当時の）野党第一党（であった社会党）の天皇制論議とは、（どちらが雲か、泥かは別として）雲泥の差ではないか。また、自国の君主制度を疑問視していれば、日本の野党第一党が政府与党にならないのも当然ではないか」というものであった。しかしながらこの時には、それからわずか一年五箇月後の一九九三年八月に、日本でも（社会党に所属する片山哲を首班とする「社会党・民主党・国民協同党の三党からなる」連立政権〔一九四七年五月から一九四八年三月まで在職〕、および、民主党に所属する芦田均を首班とする「社会党・民主党連立派・国民協同党の三党からなる」連立政権〔一九四八年三月から同年一〇月まで在職〕以来）四五年ぶりに、与野党の間で政権交代が起きるとは、夢にも思っていなかった⁽⁴⁹⁾ のである。

注

(一) サンマリノ共和国の由来は、(ヴェネツィア、パレルモ、ミラノ、フィレンツェ等と同じく) 中世の自治権を有した都市国家にさかのぼるものである。この国だけが「独立国」として今日まで残り得たのは、標高七三九メートルのテイターノ山を中心とす

る山中に位置していたからである。

- (2) 戦後日本の立憲君主制の下での「天皇」の英語名は、一九四六年二月四日の「マッカーサー・ノート」が「天皇は、国家の元首の地位にある (The Emperor is at the head of the State)」と規定した時から、Emperorであった。(高柳賢三・大友一郎・田中英夫『日本国憲法制定の過程』(有斐閣、一九七二年)一卷九八―九九頁。)果たしてEmperor、ドイツ語ではKaiserとの表記が、旧日本(大日本帝国)時代よりも領土の上で縮小された新日本(日本国)で、慣習上はともかく、学問上も適切であるか否かと言う点で、若干の懸念が残る。なお、ドイツ語の表記は、Wilhelm Röhl, *Die Japanische Verfassung*, A. Metzner Verl., 1963, S.90-97. 及び Sekretariat des Verfassungsausschusses, *Die Japanische Verfassung*, 1962, Tokyo, S.2-3. 及び Kaiser であり、Reinhard Neumann, *Änderung und Wandlung der Japanische Verfassung*, C. Heymann, 1982, S.186-187. 及び Nozomu Shimizu, 'Das "Temo-System": Eine verfassungsrechtliche Studie zur Nachkriegszeit in Japan', *JiR (Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart)*, Bd. 29, 1980, S. 623-655. 及び Nozomu Shimizu, 'Die Stellung und Befugnisse des Temo', *Waseda Political Studies*, X, 1976, S.1-20. 及び der Temo となっている。

「大日本帝国の『天皇』のみが、(神武天皇即位から二千六百余年を経て)何と言っても一番古く、『万邦無比(世界の中で唯一固有)』であり、『万世一系(永遠に一つの血統が続いてきた)』である」と専ら主張する、神話と伝説のみに基づく「国粹主義思想」は危険である。ただし、かような「国粹主義者」は、「であるから、日本(大和)民族は他民族に優越し、世界を支配すべき運命にある」という「侵略肯定論」を主張したからである。(村上重良『現代宗教と政治』(東大出版会・一九七八年)二四―三二頁参照。)

このような神がかりの道を是正するために、幣原喜重郎首相は、一九四六年一月一日に『人間天皇の宣言』と言われる詔書を発布せしめた。その一節に、「朕と爾等国民との間の紐帯は、終始相互の信頼と敬愛とに依りて結ばれ、単なる神話と伝説に依りて生ぜざるものに非ず。天皇を以て現御神とし、且つ、日本国民を以て他の民族に優越せる民族にして、延て世界を支配すべき運命を有すとの架空なる觀念に基くものに非ず」とある。ちなみに、同詔書の英文では、The ties between Us and Our people have always stood upon mutual trust and affection. They do not depend upon mere legends and myths. They are not predicated on the false conception that the Emperor is divine, and that the Japanese people are superior to other races and

fated to rule the world.」と記されている。(幣原平和財団「幣原喜重郎」(国立国会図書館内同財団・一九五五年) 六六八―六七二頁。)戦後五〇年を経て、幣原が意図した日本国憲法第九条の「戦力不保持の宣言」は、事実上解釈改憲によって空文化された。それと比べるならば、「人間天皇の宣言」は遍く国民に定着したといえよう。また、この「宣言」では旧憲法に言う「臣民(subjects)」ではなく、新憲法(一九四六年一月三日公布)に言う「国民(people)」という言葉が、既に使用されている。この点から考えても、当時としては先見性に富んだ文書であったと推定できる。

(3) なお、現在「帝国」と自称する君主国は存在しない。しかし、一九七九年一月のイラン革命でパーレビ国王(Shah)が退くまで、イランは正式名「イラン帝国(Empire of Iran: Keshvaré Shahanshahié Iran)」と自称していた。(Ed. by Arthur S. Banks, *Political Handbook of the World 1978*, McGraw-Hill Book Co., 1978, pp. 223-225.)

(4) モンテスキュー著、根岸国孝訳、『法の精神・世界の大思想16』(河出書房・一九六六年) 一二七―一二九頁(第一部第八編第十六、十七、十九、二十章)。モンテスキュー著、野田・稲本・上原・田中・三辺・横田訳、『法の精神・上巻』(岩波書店・一九八七年) 一七〇―一七三頁(三辺博之訳・第一部第八編第十六、十七、十九、二十章)。

(5) マルタ語は、アラビア語の影響を強く受けたセム語系の言語である。マルタ語はマルタ共和国の国語であるが、一九三九年の憲法改正により、英語も公用語に指定された。一方、イタリア語も日常生活では広範に使われている。

(6) ユーロスタット「Demographic Statistics, 1994」による。大西健夫・岸上慎太郎編『EU統合の系譜』(早稲田大学出版部・一九九五年) 一七一頁(中曽根佐織「市民のヨーロッパ」を参照)。

(7) Hrgs. v. M. v. Baratta, *Der Fischer Weltatmanach 1992*, Fischer Taschenbuch Verlag, 1991, Sp. 451.

(8) 世界に目を向けると、独自の国家を持っていない最大規模の民族集団の一つとして、総数約二二二〇万ないし約一八八〇万人を数えるクルド民族がある。イラン、イラク、トルコ、シリアの国境に位置する山岳地帯に在住するクルド民族は、一九四五年に一一箇月だけ現在のイラン領土内で独自の小さな共和国を樹立したにすぎない。現在でも西欧各国には、クルド人亡命者が多数いるという。クルド民族に対して、イラクのサダム・フセイン政府が化学兵器を使用したことは、我々の記憶に新しい。また、これら中近東四箇国の政情安定のために投入された、西欧や日本の(もとより平和的な)経済的援助も、結局のところ、普通はクルド人の自治権のためには役立っていないと、当該クルド人亡命者は主張する。つまり、これら四箇国の政権の基盤が安定することは、通常は、その余勢を駆って「クルド人弾圧」が強化されることを、意味するからである。つまり、中央政府に対する

援助は、その国の（辺境に位置する）反体制派にとつては、自らの死活問題にかかわる「敵対行為」と受け取られかねないのである。幸いにして、日本政府は、武器輸出等の（直接的な）軍事的援助を行っていない。しかし、平和的な援助であったとしても、（結果的に）被援助国の（少数民族（minority）である）反体制派にとつては、脅威になるかもしれないという可能性は、当該反体制派の人権擁護の観点から、援助決定に際して、慎重に検討しなければならない要件の一つとなるであろうと思う。

だが、内政（すなわち他国の国内事項に対する）干渉を行ってはならないこと、つまり、外国政府はクルド人自治支援はなさないことも、対外政策のルールである。そこで、いきおい日本人のクルド人に対する関心も鎮静化してしまうという。残念ながら、このように、我々（部外者）がなす手助けには限界が認められるのである。クルド人自治の問題は、我々研究者は決して万能ではなく、解決できずに、欲求不満（frustration）のみが増幅されて、憔悴しきってしまうという類の問題が、山ほどあるという「学術研究の限界」の一端を示唆しているようではない。

なお、クルド民族の総人口は、Hrsg. v. M. v. Baratta, *Der Fischer Weltatlas 1994*, Fischer Taschenbuch Verlag, 1993, Sp. 252, 446, 448, 638, 653. によれば、トルコには約三〇〇万人のクルド語を話す人々、ないし、約八七〇万人のクルド民族の血統に属する人々（公的統計上は、総人口の約七%〔約四〇〇万人〕を占める「山岳トルコ人」と呼ばれている人々）がいる。次いでイランには約四七六万人（総人口の八%）、イラクには約三三三万人（総人口の一九%）、シリアには約七五万人以上（総人口の六%以上）のクルド人が在住している。したがって、この四箇国には合計で、約二二〇四万人以上ないし約一八七四万人以上のクルド人が、公的な統計の上では、在住しているとみなされているのである。また、アルメニアには、約六万人の亡命クルド人（総人口の一・七%）が在住している。後者は、主として、一九四五年当時イラン領土内に創られた「クルド共和国」から（旧ソ連へ）の亡命者で占められている。

また、表記方法によると、クルド語には、クルマーンジーとソラーニーという、二つの主要「方言」がある。クルマーンジーは、(旧)アラビア文字表記と(新)ラテン文字表記の二種類がある。ソラーニーは、アラビア文字表記である。「方言」が違えば互いの意志疎通がほとんど不可能となり、クルマーンジーとソラーニーでは、言語学的にはドイツ語と英語ほどの隔たりがある。それでも、クルド語という範疇でくくれるのは、クルド民族が持つ「クルディスタン（クルド人の地）」への共通の帰属意識の故である。（信濃毎日新聞社編、綾部恒雄監修『世界の民・光と影「上」』（明石書店・一九九三年）三二七—三二六頁（山口昭彦「クルド人」）。

- (9) Baratta, *Der Fischer Weltatmanach 1992*, Sp. 783-786.
- (10) Gisbert H. Flanz, "Belgium", *Blaustein/Flanz, Constitutions of the Countries of the World, Oceania*, 1989, p. 1. 宮沢俊義編『世界憲法集第四版』(岩波書店・一九八三年)七〇頁(清宮四郎)。
- (11) 『最新ヨーロッパ各国要覧』(東京書籍・一九九三年)七二頁。なお、元々、フランス語の一方言であったヴァロン語は、今日ではフランス語に同化したと言われている(同書、六九頁)。これに対して、「フラマン語とオランダ語は容易に同一の言語という概念で把握できない。なぜなら、フラマン語には独特の方言が今日でもあるからである。しかし近年、フラマン語地区の学校や大学でも、正式のオランダ語を教える努力を始めている。このようなフラマン語地区のオランダ語は、ほとんどの地域で書き言葉としては正式であり、話し言葉としてもほぼ正式である」と言われている。(Paul Matter, *Die PSC und CVP in Belgien*, Libertas, 1981, S. 9.)
- (12) ドイツ国内には、この他に(統計上、ドイツ国籍に算入されているが)固有の基本権をもつ少数民族として、(旧東ドイツ南東部に住む西スラブ系の種族である)ソルビア(Sorben)人ないしウエンド(Wenden)人が六万人、北部シュレースウィヒ地方におけるデンマーク人が三万人、シインティ・ロマ(Sinti and Roma)が三万人在住している。(Der Fischer Weltatmanach 1994, Sp. 295.) この内、シインティ・ロマは、英語でジプシー(Gypsy)・仏語でジタン(gitan)と呼ばれる。彼らがエジプトから来たと思われるからである。シインティ・ロマはロマニー語(Romany)を話す。ロマニー語とインドのサンスクリット語が似ていることから、今では、インド起源説が有力である。(浅井信雄『民族世界地図』(新潮社・一九九三年)八六―九〇頁。) いずれにしても、欧州キリスト教国にとっては、イスラムと同様に、シインティ・ロマは異質であり、それ故に「差別」の対象となってきた。ドイツのR・v・ウァイツェッカー連邦大統領も、一九八五年五月八日の演説の中で、ナチスによる「極めて大雑把な概数ではあるが―約五〇万人に及ぶ」シインティ・ロマの虐殺について言及して、この事実を誠実に記憶するよう促している。(Richard von Weizsäcker, *Von Deutschland aus*, CORSO bei Stedler, 13. Aufl., 1987, S. 16. 永井清彦訳『荒れ野の四〇年』(岩波ブックレット No. 55・一九八六年)一一、三七頁、注4。)
- (13) 参考までに付記すると、ルクセンブルクには他に1%のプロテスタントが在住している。アイスランドでは、福音ルーテル教会(国教)が九五%。リヒテンシュタインでは、カトリック(国教)が八七%、プロテスタントが八%。アンドラではカトリックが九四・二%。パチカンはカトリックの法王聖座である。サンマリノ、マルタ、モナコではカトリックが国教である。これら

欧州における八つの小国は、いずれも単一の宗派が多数派を占めるキリスト教国であり、宗教的な意味ではコンセンサスを形成しやすい、人口構成になっている。

- (14) Michael Schroen, *Das Großherzogtum Luxemburg*, Dr. N. Brockmeyer, 1986, S. 7.
- (15) Ed. by Arthur S. Banks, *Political Handbook of the World 1991*, CSA Publications, 1991, p. 406. *さなむた* の文献には、「議会ではフランス語が用いられている」と誤って書いてあった。
- (16) ちなみに、『朝日年鑑1994』（朝日新聞社）四一六頁も、「主要言語はフランス語。ドイツ語系のルクセンブルク語、ドイツ語も使われる」と、筆者とは異なる見解を述べている。両者の見解の相違は、公文書と法令で使われるフランス語が主要言語なのか、議会において審議する時も含めて、日常使うルクセンブルク語（母国語）が主要言語なのか、ということに由来するものである。

なお、ハイン氏によれば、公文書と法令でドイツ語ではなく、フランス語が用いられている所以は、「憲法と政治制度がフランスから輸入（借用）されたからであり、議会制度上は、フランスとベルギーの影響が極めて大きい」からである。但し、「議会でもルクセンブルク語で審議が行われている」ことは、明記すべきであろう。

- (17) 一般に国家の「主権」、「排他的」統治権「ないし」「国法の効力」が及ぶ領域（領土）としては、「領陸（狭義の領土）」、「領海」、「領空」の三者がある。（佐藤功『日本国憲法概説全訂第二版』（学陽書房・一九七三年）四四一頁。）しかし、簡潔に表現するために、本稿では「（広義の）領土」と同意語である「国土の面積」、「国土」ないし「国家の）面積」をもってこの三者の代表概念とする。したがって、本稿で「国土の面積」「国土」ないし「国家の）面積」と称する時には、「領陸（狭義の領土）」のみならず、「領陸（狭義の領土）」に付随する「領空」と「領海」をも言外に含むものと考えていただきたい。

- (18) Gilbert Convers, "Costa Rica", Blaustein/Flanz, op. cit. (note 10), 1975, p. 2.
- (19) 『最新世界各国要覧69訂版』（東京書籍・一九九一年）一五八一―一五九頁。
- (20) Malou Weirich, "The Grand Duchy of Luxembourg", Blaustein/Flanz, op. cit. (note 10), 1985, p. 20.
- (21) Schroen, a. a. O. (Ann. 14), S. 23-24.
- (22) 日本国民と日本政府の平和憲法についての憲法意識の上で建て前と本音のギャップが認められる点として、例えば、一九七一年二月の政府調査では「一切軍備を持たない方が良い三三%」よりも「自衛のための軍備は持った方が良い四六%」で、軍備の

必要性を認めつつ【本音】、一九七〇年六月の朝日新聞調査によれば「九条改正賛成二七％」よりも「九条改正反対五五％」が二倍以上多くなっている【建て前】のである。（上野裕久「国民の憲法意識」『ジュリスト』六三三八号・一九七七年五月三日号・日本国憲法——三〇年の軌跡と展望（有斐閣）五七六四（六三）頁。）また、「非核三原則」を日本政府は主張している【建て前】が、一九八三年六月七月の調査によれば、八〇・〇％の学生は「核兵器が日本に持ち込まれている」とみなし、「かつては持ち込まれていたが、今はないと思う」と解答した五・五％の学生と共に、八五・五％の学生は、「非核三原則」の空文化の現状を認識していた。そして、「過去、現在共に核兵器は持ち込まれていない」と信じる学生は三・八％に過ぎなかった【本音】のである。（和田英夫・小林直樹・深瀬忠一・古川純編『平和憲法の創造的展開』（学陽書房・一九八七年）一三一—二六（二五—二六）頁。）但し、冷戦が世界の趨勢を支配していた一九八三年当時とは異なって、現在は「非核三原則」が遵守されていると筆者も信じている。

(23) Weirich, op. cit. (note 20), p. 22.

(24) 『最新世界各国要覧6訂版』一三九、一五九、一七七、一八一頁。Ed. by Brian Hunter, *The Statesman's Year-Book 1992-93*, St. Martin's Press, 1992, pp. 695, 904, 935, 1143.

(25) リヒテンシュタインは、一八六八年に軍隊を廃止して以来「非武装中立政策」を採っている。したがって、「スイスが国防政策を担っている」というのは、必ずしも正確な表現ではない虞がある。しかし、リヒテンシュタインが「中立」を守り得たのは、ひとえに隣国スイスが一八一五年以来守ってきた「武装中立政策」の恩恵に因るものである。万一、スイスが戦争に加担していたならば、リヒテンシュタインも戦禍に巻き込まれたであろう。その意味で、事実上スイスの国防政策の傘下にあるので、本文のように記したのである。（『最新ヨーロッパ各国要覧』八五、九一頁。『最新世界各国要覧6訂版』一七一頁。）

なお、スイスは（わずか）対GNP（GDP）比一・九％（一九八〇年）、二・一（二・三）％（一九八五年）、二・〇％（一九八六年）、一・八％（一九八九年）、一・八％（一九九〇年）ないし一・七％（一九九一年）、「The Military Balance」1992-1993による）の国防予算で「武装中立政策」を採っている。もとより険しい山脈地帯という「陸の要害」に立地しているという利点にもよる。しかし、一九九〇年一月現在、約五五〇万人（スイス国民の約八五％）を収容しうる核シェルターを建設している点など、われわれが学ぶ点は多いと思う。（『最新ヨーロッパ各国要覧』八七—八八頁。『最新世界各国要覧6訂版』二六九頁。『世界国勢図会一九九二—一九九三』（国勢社・一九九二年）五九頁。『世界国勢図会一九九四—一九九五』（国勢社・一九九三年）

図表7：ストライキ日数(勤労者一人が一年間に行うストの日数)の国際比較と失業率(100人当たり何人が失業者か)の国際比較

スト日数(年)		失業率(年)		スト日数(年)		失業率(年)		
伊 【2.2%】	39.506(1986)	8.0(1980)	デンマーク 【2.0%】	0.093 (1986)	6.1(1980)	西独 【3.1%】	0.033 ('87)	8.2('85)
	32.240('87)	10.1('85)		0.137 ('87)	8.7('85)		0.041 ('88)	6.1('90)
	23.206('88)	9.6('90)		0.096 ('88)	8.0('90)		0.100 ('89)	
	31.053('89)			0.027 (1986)	3.8(1980)			
米 【6.7%】	11.861(1986)	7.1(1980)	オランダ 【3.0%】	0.058 ('87)	13.3('85)	スイス 【2.0%】	0.0007(1986)	0.2(1980)
	4.468('87)	7.2('85)		0.008 ('88)	7.9('90)		0.0008 ('88)	0.8('90)
	4.381('88)	5.8('90)		0.0002 ('89)			0.0002 ('89)	
	16.529('89)							
英 【4.9%】	1.920(1986)	6.9(1980)	日 【1.0%】	0.253(1986)	2.0(1980)			
	3.546('87)	12.0('85)		0.259('87)	2.6('85)			
	0.567(1986)	6.4(1980)		0.173('88)	2.1('90)			
	0.511('87)	10.5('85)						
仏 【3.9%】	1.044('88)	9.0('90)						
	0.800('89)							

【 】内、対GNP比国防費の割合

本図表は、Klaus von Beyme, *Das Politische System der BRD nach der Vereinigung*, Piper, 1991, S.396-397. による。対GNP比国防費については、『最新世界各国要覧』(東京書籍・1991年)による。

この図表から明らかになることは、例えば、米に進出した日本企業は、一年に4-16日はストライキで休業になるというリスクを、あらかじめ覚悟しなければならないということである。

四八八―四八九頁)

スイスの連邦憲法第二条は、「対外的に祖国の独立を守り、国内的に安寧と秩序を維持することは、連邦の至上の目的である」と規定している。その為にスイス男子国民には、一般兵役義務(男子国民皆兵制)が課せられている。二〇歳の男子国民は一七週間の新兵訓練を受ける。その後三三歳までは現役であり、この間に三週間の再訓練を八回受ける。三三歳から四二歳までは補充兵としての役割を果たし、この間に二週間の訓練を三回受ける。四三歳から五〇歳の間には軍隊に編入されているが、通常この期間に役務は課せられない。かくして一人あたりの生涯通算の兵役期間の総計(四七週間)は、一箇年を若干だが下回るようになっていく。

(Schweizer Brevier 1993: Volk; Staat; Wirtschaft; Kultur, Kümmerly+Frey, 1993, S. 46-47.)

また、スイスの一人あたりのGNPは三万六四一〇米ドル(一九九三年・世界第一位)で、三万五八五〇米ドル(同年・世界第二位)のルクセンブルクを上回り、更に三万一四五〇米ドル(同年・世界第三位)の日本より格段と優れている(世界銀行の『The World Bank Atlas』p.46)。『日本国勢図

会一九九五／九六年版』(国勢社・一九九五年)一一九—一二一頁)。なお日本の一人あたりのGNPは、物価水準を反映した購買力平価(PPP)換算では世界第七位で、物価高が購買力で見た生活水準を押し下げている。(『読売新聞』一九九四年二月三〇日、五面)。

このようなスイス経済の優位性の一因として、①ストライキ発生率の著しい低さと②失業率の著しい低さ(図表7を参照)が挙げられる。

(26) 大西健夫・岸上慎太郎『EU政策と理念』(早稲田大学出版部・一九九五年)七三—八一頁(中川辰洋「通貨政策」)。

(27) 中曾根佐織氏からの伝聞による。

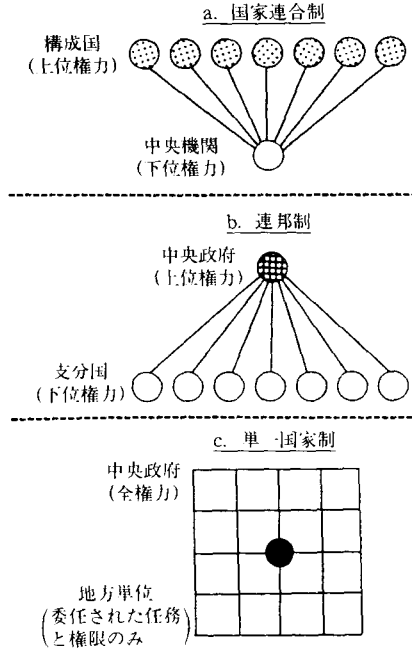
(28) Thomas Läufer, 22 Fragen zu Europa: Die Europäische Union und ihre Parlament, Europa Union Verlag, 1994, S. 76—77. 大西・岸上『EU統合の系譜』一六七—一六八頁(中曾根佐織「市民のヨーロッパ」)。

(29) デンマークがシェンゲン協定に当初から参加していない理由は、北欧旅券連合(Nordic Passport Union)で、(ノルウェー、スウェーデン、フィンランドと)相互に出入国できる旅券を発行しているので、手続き上「シェンゲン協定」に直ちに加盟できない、というものであった。

(30) シェンゲン協定については、若松ゼミのゼミ生、毛利哲朗氏から多くの情報を得た。EU各国の警察は、「シェンゲン情報システム(SIS)」の制度上の技術的な困難性の故に、一〇〇%国境コントロールを(既に)廃止しているわけではないが、事実上、国境コントロールの煩雑さが通減されるには至っている。(Läufer ebd. (Ann. 28))

(31) 旧ECは、欧州委員会と閣僚理事会事務局の所在地であるベルギーのブリュッセルを中心とする経済的市場統合、欧州議会本会議の開催地である仏のストラスブール(シュトラスブルグ)を中心とする政治的統合、一九九四年に設立された欧州通貨機関(Europäische Währungsinstiut)の所在地である独のフランクフルト・アム・マイン、という三つの中心地を軸に発展的に一体化して、一九九九年一月一日を期して、EUとして「その機能充実過程の歩みを」一応完了する予定である。ここで、第一に、市場統合とは、「経済・通貨同盟を通じて」財、サービス、資本、人間の四つの要素が国境を越えて自由に移動できるようになることを意味する。第二に、政治的統合とは、①安全保障政策や対外政策、②内政や法制度「内務・司法協力」、③EU(欧州連合)市民権、の三点で共通の政策を制定することを意味する。第三に、欧州通貨制度(EMS: European Monetary System)の下で、欧州通貨機関は、更に発展して、「将来、一九九九年以降に」共通通貨(ECU: European Currency Unit)を発行す

図表 8 : 従来の国家連合、連邦国家、単一国家の象徴的政治機構図



本図表は、Raymond Polin, *Modern Government and Constitutionalism*, Nelson-Hall, 1979, p.i. による。

欧州中央銀行 (ECB: European Central Bank) へと改組されるであろうと目算されている。(本注の第一段は、ドイツ社会経済史学会会長 E・シュレマー (Eckart Schremmer) ハイデルベルク大学教授が、一九九三年一月二七日に、早稲田大学社会科学研究所旧 EC (現 EU) 部会主催の研究会で行った、講演に負っている。なお、欧州通貨機関については Baratta, *Der Fischer Weltwirtschaft 1994*, Sp. 783-788. によっても確認した。)

なお、欧州中央銀行が共通通貨を発行することによって、本稿が主題とする国家の三要素(1)言語、(2)軍隊、(3)通貨のうち、通貨については、各国独自の管轄を離れる。かくして、ドイツ・マルクも、フランス・フランも旧貨となる。その結果として、EUに各国の経済的主権が譲渡されたと考えるのは時機尚早であるかもしれないけれど、政治機構論上は従来の「国家連合を記した政治機構図」では説明できない類の一大変革が生じる(図表8を参照)。変革とは、つまり、

経済的には一大変革を遂げて、通貨に関する限り、発券を行う「欧州中央銀行」の方が、各国よりも上位の権力を有する中央機関となるからである。(おそらく、欧州中央銀行は、EU最大の権力を持つ機関となるであろうと推定される。)他方、政治的には従来と同じように、各構成国はその国益 (national interest) に基づいて、欧州の統一的安

全保障政策を決定し、遂行するように、圧力を中央機関に加える。つまり、この政治の仕組みに関する限りで、伝統的な国家連合制の構造は残存する。そこで、中央集権的な連邦制に似た権力構造の下で、「経済」の原理がより通用力を有する（通貨政策の）局面と、国益中心主義的な各構成国の安全保障上の利害が第一となる、伝統的な国家連合的構造を持つ「政治」の局面という、「二重の構造」を兼備した「EU独自の型を持った政治機構」が登場すると目算できるのである。

「加盟国数増加の歩みにおいて」現EU（旧EEC）は、仏、独、伊、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク（以上一九五二年原加盟国）、英、デンマーク、アイルランド（以上七三年加盟）、ギリシャ（八一年加盟）、西、ポルトガル（以上八六年加盟）の計一二箇国で構成されていたが、一九九五年一月一日には、加盟準備中であつたオーストリア、スウェーデン、フィンランドが正式に加盟した。また、共に加盟準備中であつたノルウェーは、一九九四年一月二八日の国民投票でEU加盟を否決して、加盟を果たせなかつた。

更に、次のEU拡大の対象国は、マルタ共和国とキプロス共和国という共に南欧の小国（島国）である。但し、キプロスにおいては、トルコ共和国が、トルコ系住民の保護を理由に、一九七四年七月に軍事的進入を図っており、その解決がEU加盟の前提条件となる。マルタは、経済成長率三・五%、失業率わずか三・七%で、経済的には、EU加盟国として遜色は全くない。しかし政治的に、半年ごとに輪番制で回ってくる、「EUの最高意志決定機関である」閣僚理事会の議長国の重責に耐えられるかは、別の問題となる。

また、トルコは、既に加盟申請を済ませ、準加盟国であるが、以下の理由で正式加盟は困難である。①トルコの一人あたりのGNPは、経済的にEU加盟国の最低ラインに位置する、ポルトガル（二人あたりのGNP五、六二〇米ドル）の三分の一以下（一、三六〇米ドル）で、経済的に社会基盤を整備することが、加盟のためには必要となる。②現実的には、宗教（イスラム教）が、重大かつ最大の障害——キリスト教的な欧州人の一般感情の上では、致命的な障害——となっている。③地理的に、欧州の国に含まれない虞が高い。【但し、万一、キプロスが欧州に含まれるならば、この理由は説得力を持たない】④なお、トルコが、一九五二年にNATOに加盟できたのは、「冷戦」構造の故である。

他に加盟申請中の国としては、ポーランド、チェコ、スロヴァキア、ハンガリーの中欧四箇国が特筆される。ちなみにEU加盟の条件は、①欧州の国であることと、②民主的多党政治体制をとっていることである。（本注の第四、五、六段は、一九九四年七月一六日に、早稲田大学社会科学研究所EU部会研究会において、中曽根佐織EU駐日欧州委員会代表部広報担当官が、「EU

拡大——今後の展望——と題して、行った講演【と、一部は研究会出席者の発言】に負うている。）

なお、本文では、「キプロスは従来の欧州の範囲外である」として、欧州の小国には含めなかった。キプロスの人口は七〇万八千人で、独自の言語は持っていない（ギリシャ語とトルコ語が公用語である）。国土の面積は九、二五一平方キロメートル（四国の約一／二）で、GNP比四・九％の国防予算を計上している。また、GNPは六一・三五億米ドルで、独自の通貨キプロス・ポンドを持っている。但し、トルコ占領地におけるトルコ系住民は、トルコ・リラを独自に使用している。なお、キプロスの宗派別人口構成は、ギリシャ正教七七％、イスラム教スンニ派一八％であり、宗教上、一枚岩ではない。このことが、本文で取り上げた他の小国八箇国とは、明らかに異なっている（注(13)を参照）。

(32) ルクセンブルクにおいて、旧EEC加盟国国民が賃金労働に従事する際には、「労働許可」は不要とされている。つまり、雇用に関する限りは、ルクセンブルク国民と旧EEC加盟国国民は同等の扱いを受けることとなっている。但し、旧EEC諸国のうち、スペインとポルトガル国籍を有する労働者に対しては、（一九八五年一月二十四日の大法令によって）暫定的に、一九九五年一月三十一日まで、スペイン国民に対しては「労働許可E」、ポルトガル国民に対しては「労働許可P」が与えられることとなっていた。これらの労働許可は、職種および雇用者のいかんを問わず、無期限に有効となっている。（ルクセンブルク大公国外務省・対外貿易省／ルクセンブルク大公国商業会議所編『ルクセンブルクへの企業進出ガイドブック』（一九八九年三月）二四―二六頁。）

(33) ポルトガルの一人当たりのGNPは五、六二〇ドルであり、スペインの二二、四六〇ドルのおよそ二分の一以下である。（『最新ヨーロッパ各国要覧』一一八、一二四頁。）

(34) 一九九二年の統計によれば、六四九万五七九二人の外国人が現ドイツ連邦共和国（統一ドイツ）に定住している。その内トッブを占めるのは、一八五万四九五四人を擁するトルコ人である。以下ユーゴスラヴィア人九一万五六三六人、イタリア人五五万七七〇九人、ギリシャ人三四万五九〇二人、ポーランド人二八万五五五三人、オーストリア人一八万五二七八人、ルーマニア人一六万七三三七人、スペイン人一三万三八四七人、オランダ人二万三三三〇人、英国人一〇万七三三〇人、米国人一〇万四三六八人、イラン人九万九〇六九人、ポルトガル人九万八九一八人、フランス人九万〇八七七人、ベトナム人八万五五六六人、モロッコ人八万〇二七八人、ハンガリー人六万一四三六六人、旧ソ連人六万一三九九九人、レバノン人五万三四六九人等となっている。

(Baratta, *Der Fischer Weltatlas 1994*, Sp.355-356)

(35) 一九九〇年初めの段階で、ドイツ民主共和国（旧東独）で生活していた約一九万人の外国人の内、ベトナム人労働者は五万八

千四百人でトップ、次いでモザンビーク人労働者一万五千百人であった。(Baratta, *Der Fischer Weltmanach 1992*, Sp. 345.)
(36) フランスにおける外国人は一九九〇年の段階で、三六〇万七五九〇人に達している。その内、ポルトガル人が二二%を占め、以下アルジェリア人二〇%、スペイン人一四・五%、イタリア人一三・四%、モロッコ人七・六%で、その他にチュニシア人、ユーゴスラヴィア人、トルコ人、セネガル人、マリ人等がある。六〇%が欧州人、三五%がアフリカ人、三・五%がアジア人である。(Bratta, *Der Fischer Weltmanach 1994*, Sp. 407-408.)

フランスは、一八五〇年頃から労働力(manpower)を輸入し始めた、欧州における唯一の国である。一九八一年から八二年にかけての統計によれば、小学校児童の約一〇%は外国からの移入民の子弟であり、その内約半数(五%)は(主として北アフリカからの)非ヨーロッパ人種に属していた。一九六二年にアルジェリアが独立した時、フランスは無制限の数のアルジェリア人を自国に受け入れることに同意した。もとより、この時に既にアルジェリア人の労働力の四分の一はフランス国内に定住していたのであるが、アルジェリア政府もこれらアルジェリア人労働者がフランスにとどまり、自国へ仏フランを送金することを奨励した。後に仏政府とアルジェリア政府との再交渉によって、アルジェリア人の移入民数に制限が加えられるようになった。そして、この数的制限の成否が仏のアルジェリア政策の成否にとつての重要な要素となった。一九六〇年代には、(アルジェリア、モロッコ、チュニジア等の)旧植民地国からの移入民が、対外政策上の考慮と労働市場における需要の観点から、奨励され、かつ、増加したのである。これは、旧植民地国との安定的関係を築こうとする仏政府の努力の表れでもあった。(Martin A. Schain, "Immigration and Politics", ed. by Peter A. Hall/Jack Hayward/Howard Machin, *Developments in French Politics*, Macmillan, 1990, pp. 253-268 (254-256).)

移入民の増加に対する反移民的政策に(一九六〇年代後半に)最初に着手したのは、右翼ではなく、仏共産党系自治体であった。仏共産党系自治体は、自らの自治体への過剰に多い移民の流入に対する是正を求め、一九八〇年には「全ての自治体間での移民労働者の均衡がとれた配分」を要求している。(畑山敏夫「ミッテラン政権下の移民と政治」西堀文隆編「ミッテラン政権下のフランス」(ミネルヴァ書房・一九九三年)二二二-二四一(二二〇)頁。)

一九七六年に共産党議員団と同党の閣僚候補がまとめた報告書は、移入民人口の不変的増大を強調している。この移入民を制限すべしという圧力の増大にもかかわらず、移入民が仏における労働力の不可欠な部分であり続けていることは一般に認められている。しかし、失業率の増大と共に、外国人労働者の帰国を求める何らかの措置が取られてしかるべきであると考えられるよ

うになった。一九七七年に外国人労働者の帰国を奨励する政策が取られた。しかし、この政策は五億フランを費やして、一〇万人の外国人の帰国を実現させたに過ぎなかった。帰国した労働者の内三分の二以上は、スペイン人とポルトガル人であり、わずか三・九%がアルジェリア人であった。かくして、(皮肉にも)外国人労働者帰国奨励政策は、仏に定住する外国人の中に占める欧州人の割合を減少させ、逆に(欧州人とは本来、「習慣、宗教、言語」等において異質の)北アフリカ人の割合を増加させることとなったのである。それにもかかわらず、その後も失業対策の一環として外国人労働者帰国奨励政策は断続的に取られている。(Schain, op. cit. (note 36), p. 258.)

外国人労働者、とりわけ北アフリカ人労働者にたいする反感は、時として強いものがあつたという。一九六〇年以降、世論調査における回答者の六〇%から六五%は、「北アフリカ人がフランス国内には多すぎる」と回答している。他方で、一九七八年の世論調査における回答者中一一%は、「外国人労働者がフランス経済にとって不可欠である」としており、四二%は「外国人労働者はフランス経済にとって有用 (useful) である」と回答している。(Schain, op. cit. (note 36), p. 261.) だが、ある人々がフランスにとって「有用か無用か」と問うのは、(本来ならば是正されるべき)一定の差別意識の表れであることにも注意したいと思う。

一九八〇年代に入ると、右翼政党である「フロン・ナショナル (国民前線 || F.N.: Front National)」が、外国人嫌いの感情を利用して議席を獲得するようになった。F.N.は、「都市化率、移民の人口に占める割合、犯罪率」の三者が増大した地域で得票をのばした。F.N.の党首ルペン (Le Pen) は、北アフリカ系移民の「生活水準と教育水準の低さ、移民の高い失業率、フランス社会に余り良くとけこんでいないこと、フランス人の側の差別」を巧みに利用し、「フランスの刑務所に留置されている者の三〇%は(主として北アフリカ系の)外国人」といった数字を示して、第一に「移民 || 犯罪の温床」という偏見を外国人に対する攻撃の材料としている。第二に「フランス人の失業者の原因 || 移民の存在」と考えて、移民がフランス人の職を奪っているとルペンは主張する。第三に「移民 || 異教徒の侵入者」という偏見から、フランスの国民的アイデンティティを守るために、「アラブ || イスラム教」の異質性に着目して、批判を強めている。要するに、ルペンの移民敵視キャンペーンは人種差別の意識に基づいているのである。(畑山、注(36) 前掲論文、二三四—二八頁。)

(37) 注(25) 第4段を参照。

(38) 世界に目を転じると、無軍備国としては、太平洋上の孤島(諸島も含む)からなる諸国家である、ナウル共和国(国土の面積…

二四平方キロメートル)、ツバル(同・二五・九平方キロメートル)、キリバス共和国(同・七二〇平方キロメートル)、西サモア共和国(同・二・九三四平方キロメートル)、ソロモン諸島(同・二九・七八五平方キロメートル)がある。また、トンガ王国(同・六九七平方キロメートル)には、「対外的防衛よりも、むしろ国内の治安維持、公共機関への協力、指導儀式の主権」を任務とする。陸軍(歩兵一〇八人、近衛部隊五〇人)、海軍五〇人しか存在しないので、事実上「無軍備国」に相当する。準無軍備国としては、モルジブ共和国(北インド洋上の孤島、国土の面積・二九八平方キロメートル、国家保安隊約一〇〇〇名のみ)、モーリシヤス(西インド洋上の孤島、国土の面積・一、八六五平方キロメートル、特別機動隊一五〇〇名のみ)、ガンビア(西アフリカの小国、国土の面積・一一、二九五平方キロメートル、総兵力九〇〇名、うち海兵隊一〇〇名のみ)およびパナマ共和国(パナマ海峡・一種の陸の孤島、国土の面積・七七、〇八二平方キロメートル、空軍五〇〇名(作戦機四機)、海軍四〇〇名(哨戒艇六隻)、陸軍三五〇〇名のみ)がある。また、本文でも言及したコスタリカ共和国は、対GNP比・七%に相当する国防予算を計上しているが、陸海空軍は保持せず、市民警備隊四、五〇〇名と地方警備隊三、二〇〇名を有しているのみである。(深瀬忠一著『戦争放棄と平和的生存権』(岩波書店・一九八七年)一六三―一六四頁参照。『最新世界各国要覧6訂版』の各国の項目を参照。)このように、国土の面積が極小に近い国家の場合には、事実上、国防予算を計上しないで済ませることがありうるのである。

- (39) この原則、すなわち、小さなGNPの国家では他国(主として隣接する大国)の通貨を用いた方が利便性が高いということは、とりわけ欧州の小国において妥当する。しかし、いわゆる「発展途上国」においては事情を異にする。ここでは、小さなGNPの国家であっても、ある程度の経済圏が成立すれば独自の通貨が(少なくとも形式の上では)流通しているからである。ここで「少なくとも形式の上では」と記した訳は、例えば(一九二三年一月から一月にかけて、ドイツにおいて生じた年率百億倍(日率に換算すると実に二七四〇万倍)のインフレのような)ハイパー・インフレーションが、現在にも起きている国々では、事実上「ドル」等の外国の主要通貨が通用しているところが(例外的に)あるからである。ここで「国々」と記し「小国」と書かなかつた理由は、言うまでもなく、ロシア連邦(旧ソ連)のような「超大国」であっても、一九九二年のように年率二五〇〇%のインフレを記録して、通貨危機に陥った場合には、西側の主要通貨で買い物をした方が消費者にとって都合が良い、というような事態が生じているからである。

- (40) 一九九一年一月一七日から四月六日にかけて生じた湾岸戦争の故に、クウェートの国防予算(湾岸戦争の経費と拠出金を含む)は、一九九〇年の対GNP(GDP)比五・七%から、一九九一年の同比三三・〇%へと激増した。なお、クウェートの国土の

欧州における独立国としての小国の地位

図表 9 : EU理事会の国別表決数・欧州議会の国別議席数の人口に対する割合

	①人口	欧州委員会	②EU理事会	①÷②	③欧州議会	①÷③
ドイツ	80,569	2	10	8,057.9	99	813.8
イギリス	57,848	2	10	5,784.8	87	664.9
イタリア	57,782	2	10	5,778.2	87	664.2
フランス	57,372	2	10	5,737.2	87	659.4
スペイン	39,085	2	8	4,885.6	64	610.7
オランダ	15,178	1	5	3,035.6	31	489.6
ギリシア	10,300	1	5	2,060.0	25	412.0
ベルギー	9,998	1	5	1,999.6	25	399.9
ポルトガル	9,846	1	5	1,969.2	25	393.8
スウェーデン	8,678	1	4	2,169.5	22	394.5
オーストリア	7,884	1	4	1,971.0	21	375.4
デンマーク	5,170	1	3	1,723.3	16	323.1
フィンランド	5,042	1	3	1,680.7	16	315.1
アイルランド	3,547	1	3	1,182.3	15	236.5
ルクセンブルク	390	1	2	195.0	6	65.0
合計	—	20人	87票	—	626議席	—
加重平均	—	—	—	4,237.8	—	589.0

注) 人口は1992年、単位は千人。①÷②及び①÷③も単位は千人。

本図表は、若松ゼミ所属の増田正氏が作成したものを補正した。
 人口は、『情報・知識 imidas : 1995』(集英社)1179頁によっても確認した。
 EU理事会が、特定多数決で採択するためには、EU委員会の提案については62票以上、その他の場合には最低10箇国の賛成国から構成される626議席以上を必要とする。

面積は、一万八千平方キロメートルで、ルクセンブルクの約七倍弱である。

(41) 欧州共通通貨(ECU)が発券されるために、EU各国が充足しなければならない経済的諸条件としては、例えば、(1)物価の安定(各国のインフレ率は、最も安定している3箇国の平均値から一・五%以上超えないこと)、(2)健全な国家財政(国債発行残高 \parallel GDP (ないしGNP)の六〇%以下、赤字予算 \parallel GDP (ないしGNP)の三%以下の数値目標)、(3)一定範囲内の利子率(長期金利すなわち長期国債指標銘柄の金利は、最も安定している三箇国の平均値から二%以上超えないこと)、などが挙げられる。(本注は、E・シユレマー教授からの伝聞による。また、大西・岸上『EU政策と理念』七八頁(中川辰洋「通貨政策」)によっても補完した。)

これらの条件を各国が達成している程度についての摘要は、『情報・知識 imidas : 1995』(集英社)三四頁所収の、図表「経済・通貨統合第三段階移行のための基準達成状況」を参照のこと。

(42) 一国一票(一名代表)制度が小国にとって

余りに有利なので、EUの各機関は各国の大小に応じた代表権を認めている。(1)欧州委員会(EUの行政府、EUの法案提出権者)は、独、英、伊、仏、スペインの五大国には二名の代表権を、その他の一〇箇国には一名の代表権を付与している。(2)EU閣僚理事会(EUの立法府)が特定多数決を(最低票数六二票、かつ場合によっては、更に最低国数一〇箇国の要件で)下す場合の国別表決数は、総数八七、独一〇、英一〇、伊一〇、仏一〇、スペイン八、オランダ五、ギリシャ五、ベルギー五、ポルトガル五、スウェーデン四、オーストリア四、デンマーク三、フィンランド三、アイルランド三、ルクセンブルク二(一九九五年現在)である。(3)欧州議会(EUの立法協力機関)が比較多数決(場合によっては、絶対多数決)で票決する際の国別議席数は、総議席数六二六、独九九、英八七、伊八七、仏八七、スペイン六四、オランダ三一、ギリシャ二五、ベルギー二五、ポルトガル二五、スウェーデン二二、オーストリア二二、デンマーク一六、フィンランド一六、アイルランド一五、ルクセンブルク一六である(同年現在)。大西健夫・中曽根佐織「EU制度と機能」(早稲田大学出版部・一九九五年)八七―八九頁(岸上慎太郎「欧州委員会」、五九頁(石川謙次郎「閣僚理事会」、一〇四頁(金丸輝男「欧州議会」)。なお、各国の代表権の人口に対する割合を、図表9に記した。

それ以外の、一国一票(一名代表)制度を是正する方策として、例えば、世界銀行が制度化している(株式会社における株主総会のように)「分担金に応じて投票権を配分する制度」も存在する。この加重された投票制度(weighted voting system)では、アメリカ合衆国が一五・一二%の投票権限を、次いで、日本が八・七三%、西ドイツ六・七五%、英国六・四七%、フランス五・一五%、オランダ三・三三%、中国三・二七%、インド二・九七%、カナダ二・九五%、イタリアとサウジ・アラビアがそれぞれ二・三六%の投票権限を(一九九〇年半ば現在で)有している。(A. S. Banks, op. cit. (note 15), p. 930)

主として一国一票(一名代表)制度は、加盟国(当事国)の形式上の民主的平等を、目的として採用されている。しかし一国一票(一名代表)制度を採っていても、アメリカ合衆国のような超大国のプレゼンス(威信)は、圧倒的に大きいことも事実である。例えば、東アジアにおける安全保障、とりわけ日米安全保障条約や米韓相互防衛条約における軍事的な二国間関係においては、超大国アメリカと小国(日ないし韓)の実力の格差は、歴然としている。これを少しばかり是正したのが、太平洋安全保障条約(ANZUS)である。ANZUSでは、超大国アメリカと二国(オーストラリアとニュージーランド)との関係が成立しており、このため後者(二国)が一致協力して対抗すれば、ある程度の実力上の格差を是正しうる。これと比較するならば、NATOでは、超大国アメリカと欧州諸国(西側一五箇国)との二勢力の間で、更にバランスが取りやすい構造になっている。

ルクセンブルクのプレゼンスは、その人口（約二九万人）に比して多大である。これと比べるならば、例えば、人口四、〇八万人を数えるミャンマーの国際社会におけるプレゼンスは、二一九五年七月一〇日まで、アウン・サン・スー・チー女史を自宅に軟禁し、人権弾圧をして各国から非難されていたこともあって、ほぼゼロであった。このプレゼンスという観点も、対外政策上、国家の置かれている立場を判断する場合に、考慮されてしかるべきであろう。

EUが共通通貨を発行するのも、(1)米ドルの影響力から脱して、EU独自の共通した通貨政策を採るといふ外部的要因と、(2)共通通貨発行によって、EU域内での経済的効率性を向上させるといふ内部的要因によっている。しかし、第二の内部的要因は、従来は各国政府・中央銀行が独自に決定できた、通貨供給量のコントロールを、画一化することによって、むしろ、経済的効率性を低下させる観を否めない。そこで、共通通貨を発行することの利点は、主として、超大国アメリカの経済力に対して、欧州諸国が独自の経済的安定性を発揮するためと言えるのである。

「個で対処するよりも全体で対処する方が有利である」というのが、あらゆる国際機関設立の動機づけである。しかし、共通通貨が発行されると、ルクセンブルクのような経済規模の小さな国は、通貨供給量の決定に対する影響力の大きい独仏のような大国の下で、埋没する虞がある。これは、ルクセンブルク国内における外国人の比率の急速な上昇とも相俟って、あたかも（小国ルクセンブルクの立場を私見によって推測すれば）、「安定した生活が保障されれば、誰（とりわけ定住外国人）が民主的に政治・支配に参加しても良く、誰（国外の欧州中央銀行）が通貨を発行しても良い」とみなしているようである。（筆者が推定する）このようにリベラルな対外的意識は、ルクセンブルク国民の（アイデンティティーの上での）特徴的な性格を示していると思う。

なお、マーストリヒト条約第二表題第二部（「欧州」連合の（共通）市民権）第八〇条第一項は、「自国以外のEU構成国に居住する、（欧州）連合の全ての市民は、その居住するEU内の他国において、当該国の自国民と同一条件で、地方自治体選挙における選挙権・被選挙権を有する」と規定している。（Richard Corbett, *The Treaty of Maastricht*, Longman, 1993, pp. 382-481 (389).）ここに明記された、EUの共通した市民権（いわゆる「EUレベルでの参政権」）に基づいて、一九九六年以降、（他のEU各国と同様に）ルクセンブルク国内に定住するEU加盟国の国籍を持つ外国人に対しては、「居住地参政権」、すなわち地方自治体の選挙権・被選挙権が（一部、留保付きではあるが）自動的に与えられることになる（大西・岸上『EU統合の系譜』一六六一―一七二頁（中曾根佐織））。そうなった場合には、国政レベルでの外国人参政権よりも、地方自治体レベルでのそのほうが、一定地域に一定以上の外国人が集中して定住しているので、定住外国人の選挙権の持つ意味は大きくなる。特に、ルクセ

ンブルク市内のように、外国人の比率が四〇%以上を数える地域では、地方選挙のイメージが激変することとなる。そこで、ルクセンブルク政府は、五年を超えない居住年数を、「地方自治レベルでの選挙権」をルクセンブルク政府が外国籍を持つEU市民に付与し、外国籍を持つEU市民が「地方自治レベルでの選挙権」を獲得するための条件とし、「被選挙権」については一年を超えない居住年数を条件とする等という、留保を付けることが予想されている(同前、一七一―一七二頁(中曽根))。

(43) ルクセンブルクの政党の権力関係と、政党の政策上の相違と同質性を示すために、図表10―13を添付する。

第二次世界大戦後のルクセンブルクでは、キリスト教社会国民党(CSV: Christliche Sozial Volkspartei)が首班指名を受け、L S A P ないし民主党(DP: Demokratische Partei)と連立して政権を担当することが多かった。唯一の例外は、一九七四年七月に組閣されたD P 所属のG・トルンを首班とするD P とL S A P の連立政権であった。しかし、トルン政権も前政権の政策を継承している。その背景には、C S V、L S A P、D P という主要三政党の間で、以下の四点についてコンセンサスがみうけられていたことがある。

(一) 生産手段に対する私有財産【制度】に基づいた「社会的に修正された市場経済 (eine sozial modifizierte Marktwirtschaft)」

(二) 多元主義的に理解された社会秩序の表明

(三) 制度改革による政治的秩序の更なる発展

(四) アトランティック同盟 (Atlantisches Bündnis: N A T O を意味する) と欧州統合への積極的参与

(Cf. M. Schroen, a. a. O. (Anm. 14), S.56)

(44) なお筆者は、各国の軍備が縮減されて、国際警察 (P K O・P K F) が創設されることに賛成である。但し、この立場の具体的内容について、本稿では詳述しない。

(45) Nozomu Shimizu, "Die Entwicklung der Japanischen Verfassung seit 1946", *Die öffentliche Verwaltung*, 1962, S. 401-408(403).

ちなみに、この文献に記載された統計上の調査によれば、天皇は「神聖にして、神のようである」とみなす人々は二・一%。天皇は「神々しいお方だが、神ではない」とみなす人々は二〇・六%。天皇は「尊敬すべき人間である」とみなす人々は三五・〇%。天皇は「普通の人間である」とみなす人々は三七・一%。天皇は「尊敬に値しない」とする人々は一・六%。天皇は「国

欧州における独立国としての小国の地位

図表10：第二次世界大戦後のルクセンブルクにおける政権の交代

選挙期間	期 間	内閣構成政党(議席数)	与 党 の 議席総数	野 党 の 議席総数
1945.10.21	1945.11.14~1946. 8.29	CSV (25)+LSAP(11)	36	15
	1946. 8.29~1947. 3. 1	CSV (25)+LSAP(11)+GD(9)+KPL(5)	50	1
	1947. 3. 1~1948. 7.14	CSV (25) +GD(9)	34	17
1948. 6. 6	1948. 7.14~1951. 7. 3	CSV (22) +GD(9)	31	20
1951. 6. 3	1951. 7. 3~1954. 6.29	CSV (21)+LSAP(19)	40	12
1954. 5.30	1954. 6.29~1959. 3. 2	CSV (26)+LSAP(17)	43	9
1959. 2. 1	1959. 3. 2~1964. 7.15	CSV (21) +DP(11)	32	20
1964. 6. 7	1964. 7.15~1969. 2. 6	CSV (22)+LSAP(21)	43	13
1968.12.15	1969. 2. 6~1974. 6.19	CSV (21) +DP(11)	32	24
1974. 5.26	1974. 6.19~1979. 7.16	LSAP(17)+DP(14)	31	28
1979. 6.10	1979. 7.16~1984. 7.20	CSV (24) +DP(15)	39	20
1984. 6.18	1984. 7.20~1989. 7.14	CSV (25)+LSAP(21)	46	18
1989. 6.18	1989. 7.14~1994. 7.15	CSV (22)+LSAP(18)	40	20
1994. 6.12	1994. 7.15~	CSV (21)+LSAP(17)	38	22

(1)本図表は、若松ゼミ所属の増田正氏が作成したものに基いて、M.J. Laver/Ian Budge, *Party Policy and Government Coalitions*. St. Martin's Press, 1992, p.239. Norbert Lepсы/Wichard Woyke, *Belgien: Niederlande: Luxemburg*, Leske+Budrich, 1985, S.179. によって補完したものである。

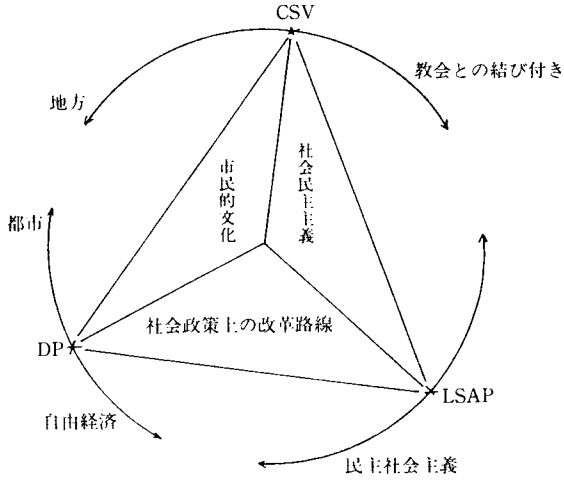
(2)なおCSVはキリスト教社会国民党、
LSAPはルクセンブルク社会労働者党、
GDは愛国・民主グループ、
DPは民主党、
KPLはルクセンブルク共産党の略である。

(3)現在の首相であるジャン=クロード・ジュンカー (*Jean-Claude Juncker*) は、1982年12月以来13年間にわたって、閣僚としての実績を重ねた後に、1995年1月にジャック・サンテル (*Jacques Santer*) の後継者となった。J.-C.ジュンカーは1990年に歴代のCSV議長の中で、最も若くしてCSV議長に選出され、かつおそらく歴代の首相の中で最も若くして首相となった人物である。(*Revue*, Nr.4/95,S.26-33. による。)

(4)また、J.-C.ジュンカー内閣の構成は、CSV 6 閣僚、LSAP 5 閣僚、国務次官 1 名である。(Yves Piron 氏からの私信による。)

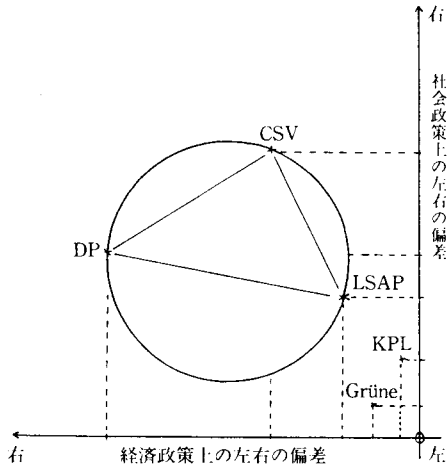
民の搾取者である」とする人々は「一・二%。天皇は「戦争犯罪人」とする人々は二・五%であった。昭和天皇を「戦争犯罪人」と断定する「極論」に、筆者自身も反対である。筆者は「昭和天皇が一〇〇%の刑事上 (Kriminell) の罪過がある」「戦争犯罪人であるとは思わないし、「陛下が、あらゆる意味で道義的 (moralisch) 責任も、形而上学 (宗教) 的 (meta-physisch) 責任も一〇〇%感じていなかった」と判断することもできない。「昭和天皇は、戦争責任の一端を感じておられた」と推察できるし、「陛下はそのすべての決定において、完全無欠であったと自己主張することもなさらなかった」であろうと判断する。その政治的 (politisch) 責任は、私見によれば、(七〇%)乃至九〇%という「非難」に値する。蓋然性の程度まで認められ

図表11： CSV、LSAP、DPの政策上の異同一覧



本図表は、Michael Schroen, *Das Großherzogtum Luxemburg*, Studienverlag Dr. N. Brockmeyer, 1986, S.64. による。

図表12：ルクセンブルクにおける主要三政党の三極体制の構図



注) Grüneは緑の党。

本図表は、M. Schroen, a.a.O. (Skizze 11), S.62. による。

欧州における独立国としての小国の地位

図表13：第二次世界大戦後の選挙結果——得票率と議席数

		1945 10.21	1948 6.6	1951 6.3	1954 5.30	1959 2.1	1964 6.7	1968 12.15	1974 5.26	1979 6.10	1984 6.18	1989 6.18	1994 6.12
CSV	得票率	44.7%	36.3%	42.1%	45.2%	38.9%	35.7%	37.5%	29.9%	36.4%	36.6%	32.4%	29.7%
	議席数	25	12	9	26	21	22	21	18	24	25	22	21
LSAP	得票率	23.4%	37.8%	33.8%	32.9%	33.0%	35.9%	31.0%	27.0%	22.5%	31.8%	26.2%	26.7%
	議席数	11	9	10	17	17	21	18	17	14	21	18	17
SDP	得票率	—	—	—	—	—	—	—	10.1%	6.4%	—	—	—
	議席数	—	—	—	—	—	—	—	5	2	—	—	—
自由主義 政 党	得票率	18.0%	11.6%	20.9%	12.3%	20.3%	12.2%	18.0%	23.3%	21.9%	20.4%	17.2%	18.4%
	議席数	9	5	3	6	11	6	11	14	15	14	11	12
KPL	得票率	11.1%	14.3%	3.2%	7.3%	7.2%	10.4%	13.1%	8.8%	4.9%	4.4%	4.4%	1.9%
	議席数	5	0	4	3	3	5	6	5	2	2	1	0
その他	得票率	2.9%	—	—	2.3%	0.5%	5.8%	0.4%	1.0%	7.9%	6.8%	19.8%	23.3%
	議席数	1	—	—	—	—	2	—	—	2	2	8	10

注)1948年選挙は第1選挙区(定数20)及び第2選挙区(定数6)、1951年選挙は第3選挙区(定数16)及び第4選挙区(定数10)で行われた。

(1)本図表は、若松セミ所属の増田正氏が作成したものに基づいて、Thomas T. Mackie/Richard Rose, *The International Almanack of Electoral History*, 3rd. ed., Congressional Quarterly, 1991, p.307-308, Table 15.4b, 15.4c. *Bulletin du Statec*, 7. 1994, STATEC Luxemburg, p.321. により補完した。

(2)なお、SDPは社会民主党を意味し、

自由主義政党は、1945-51年には愛国・民主グループ、
1954年 には民主グループ、
1959-94年には民主党を意味する。

(3)その他の政党の内訳は、

1945年は、東部選挙区無所属議員1名、
1964年は、独立運動所属議員2名、
1979年は、軍籍登録者所属議員1名、
独立社会党所属議員1名、
1984年は、緑・アルタナティブ所属議員2名、
1989年は、緑・アルタナティブ所属議員2名、
緑左派所属議員2名、
5/6年金行動党所属議員4名、
1994年は、緑・アルタナティブ・緑左派所属議員5名、
および、5/6年金行動党所属議員5名である。

(4)このうち「5/6年金行動党」とは、公共企業の退職時の給料の5/6の金額の年金を、民間企業の退職者にも要求する「単一政策のみを主張する特殊な野党(single-issue opposition: Issue-orientierter Ad-hoc-Opposition)」、ないし圧力団体である。(Mackie/Rose, *ibid.*, p.301.)

たわけではなかったが、(一〇%乃至二〇%という「自戒」の可能性を否定できない)一定程度はあったと思う。それなら、四〇%乃至六〇%の政治的責任はあったのかどうか、と問われれば返答に窮するかもしれない。

なお、一般に罪過(Schuld)を、①刑法上の罪過、②政治上の罪過、③道徳上の罪過、および④形而上の罪過の四段階に分類したのは、カール・ヤスパーズ(Karl Jaspers)である。この分類については、拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(6)」「早稲田政治公法研究28号」(一九八九年)二七九―二八〇頁を参照。

もちろん、今日の「多様な見解を認める民主社会」にあつては、「責任」の程度は判断する人によつて異なつて良いと思う。しかし、この問題を扱うにあつては、「ある部分においては責任を感じておられたであろうし、ある部分においては責任が認められるが、ある部分では【無答責】であつた」という折衷論(少数説)の余地がもつと認められて良いであろう。

なお、【無答責】とは、憲法学上、国家元首には政治的・法的責任はみとめられず、副署した者(首相、大臣)が政治的・法的責任を負うという制度である。一九四六年二月一六日に第九一帝國議會貴族院本會議において、皇室典範案に關して質問演説を行つた南原繁は、①「天皇は一切の政治上・法律上の責任をもたれぬことは、明治憲法「第3条」にいう『天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス』との無答責の規定などによつて明らかである」、②「しかし、いわゆる『無答責』とは、政治法律上以外に、天皇の道徳上の義務や責任をも除外するという意味ではない」、したがつて③「祖国再建の精神的礎石は国民の象徴たる天皇の御進退にかけられている」と述べて、天皇制を擁護する立場から「天皇退位論」(当時としては、極めて稀な少数説)を主唱した。(『南原繁著作集第九卷』(岩波書店・一九七三年)一〇三―一〇四、一〇六頁)。

このような折衷論的な考えを主唱しえたのは、南原繁の思想の幅の広さと柔軟性の故である。しかし、歴史的にみれば、この時の天皇退位論は、非現実的(であり、したがつて危険な考え)であつた。なぜなら、万一、天皇陛下が自発的に御退位した場合にも、アメリカ合衆国の一部(の反日論者の中)には、天皇陛下を戦争犯罪人として裁くべきであるという、強硬論が存在したからである。(『資料日本占領1天皇制』(大月書店・一九九〇年)四二九―四三〇、四三九―四四〇頁、資料一(二二)、一(二八))。歴史の進展は、時としてその全貌を(我々の目から)隠す。そして、自分の支持する考えの全てが必ずしも正しくないことを、後日になつて始めて判明させる。反ナチ主義者であると同時に反共主義者であつた南原の主張も、かような一例であつたのである。

今日の立場から見ても、一応妥当と思われる折衷論(少数説)としては、例えば「昭和天皇には、全く悪しき意図はなく、【心情

的」に責任は全くなかつたけれども、あまたの諸国民が「天皇陛下の名の下で行われた」太平洋戦争で、生命を失つたという事実の故に、「結果的」に責任の一端が認められる」と推論することもできるであろう。

これに反して、イデオロギー論争の弊害が多分に認められた旧五五年体制の下では、一方における保守政党の「旧日本政府の戦争責任全面的皆無論」に対して、革新政党の「権利」としての「旧日本政府要人に対する」戦争責任徹底的追求論」が政争の具として用いられた。これは遺憾なことである。むしろ、我々日本人は諸外国の戦争被害者に対する「義務」としての責任を果たすことが、大切であろう。（かかる「戦争責任義務論」については、拙稿「ボン基本法における「人間の尊厳」⑧」『早稲田政治公法研究30号』二一九―三四頁を参照。）

なお、一般に法治国家において、ある人物を「犯罪者」と認定できるのは、政治的に中立な司法制度のみである。しかも、被疑者の人権擁護の観点から、（日本の場合には）三審制度によって慎重に審理された結果として「犯罪者」は確定される。これに反して、（言論の自由が認められる）マスコミが「犯罪者」と判断する場合には、その人の人格も十把一絡げに否定することが多い。特に（伝統的に「村社会」としての性格が強い）日本の風土の下では、「犯罪者」というレッテルを貼ることは、全面的に「その人およびその人の親族」を白眼視（して、村八分と）することにつながる。そしてある人を「犯罪者」と非難することは、その人とのあらゆる妥協の余地を無視することにつながる可能性を持ち、あらゆる建設的な和解のための提言を否定する危険性をはらんでいる。したがって、「犯罪者」と非難することは、その人との全ての（正常な）人間関係を破綻させることになる。更に私見によれば、非難し訴える側の人間破壊の程度の方が、非難され訴えられた側の人間破壊の程度よりも、著しい場合が多いと思う。これは、他者を安易に訴えることによつて、自己（の主張）を過剰に正当化して、かくして、訴えた本人の人間性が崩壊する（可能性がある）からである。このような「犯罪者」という言葉が持つ危険性と一般的含意に照らして、この言葉は慎重に用いられなければならないと思う。

裏返して言えば、仮に「天皇陛下（昭和天皇）は（法的に）戦争犯罪人ではなかつた。しかし、（道義的に）戦争責任の一端は感じておられたお方である」という、設問を設定していたならば、（もとより少数説であることには変わりはないが）二・五％よりも多くの人々が、肯定的な回答を示したと思うのである。

（46）拙稿「一九一九年九月二八日のルクセンブルク大公国国民投票——議会外野党の行動を契機として——」『早稲田社会科学研究所』（一九九五年）六一―〇三頁。

(47) 例えば、本島等長崎市元市長は、五島列島の隠れキリスタンの出身者である。(Norma Field, *In the Realm of a Dying Emperor*, Pantheon Books, 1991. ノーマ・フィールド著、大島かおり訳『天皇の逝く国』(みすず書房・一九九四年)二八八—二八九、二九八頁。)長崎県出身のカトリック司教者は、日本のカトリック司教者の約九〇%を占めている。したがって、このことから日本のカトリック人口約五〇万人のうち、約九割が長崎県人であると大雑把に推定できる。長崎県の人口が約一五七万人であることを勘案すると、県民の約三〇%弱はカトリック教徒であるということになる。(『知恵蔵一九九四』(朝日新聞社九五八頁を参照)。)このような背景の下で、本島等元市長は、(日本国内の少数派 (minority) である)カトリックの戦争責任論に基づいて自論を展開したのであって、日本人の圧倒的多数派の神道・仏教系の戦争観に基づいて自説を展開したわけではないのである。

(48) 従来、筆者は、(1)第二次世界大戦中の、日本および東アジアにおける、一三六〇万人(この数値については、拙稿「人間の尊厳と人間性に対する犯罪(2)——政治制度の基底にあるもの——」『早稲田社会科学研究49号』(一九九四年)五〇頁、表1による。)に及ぶ犠牲者の数と、(2)戦前・戦中において、政治機構論上、議会のコントロールの外に存在した「旧天皇の(軍事)大権」(例えば、旧憲法第一一条から第一三条。旧天皇制の「統帥大権」を含む「大権政治制」については、田上穰治編『体系憲法事典』(青林書院新社・一九七四年)一三九—一三二頁(川北洋太郎)を参照。)の二点に対する反省の念に照らして、旧天皇制を全面的に肯定できない、世論の状況の下で研究してきた。

しかし、このハイン氏およびピロン氏との会話が、(個人的には)筆者をして、(旧天皇制と異なる)現行天皇制の消極的な支持者へと導いた。つまり、平和的な与野党間での政権交代を目的とする以上、少なくとも儀礼的国家元首であり続ける限り、百歩譲っても現行天皇制は「必要悪」以下にはならないであろうと、肯定的に考えることとなったのである。しかし、比較政治制度論的にオランダの王制になぞらえて考えてみると、「九〇%に上る圧倒的多数のオランダ王制支持は、必ずしも、オランダ国王家の地位に関する個別の規定、ないし、個々の政策遂行・条項運用上の問題点に対する批判が、全くないことを意味するわけはない」と言われている。(Norbert Lepsy/Wichard Woyke, *Belgien, Niederlande, Luxemburg, Leske + Budrich*, 1985, S. 96)したがって、筆者は「現行天皇制の現在の運用の仕方のみ」が最上かつ完全無欠であって、改良の余地が全くないと主張するわけではないのである。

例えば、一九九三年九月五日にイタリアを公式訪問された、天皇・皇后両陛下は、ローマ近郊のピストイア市で歓迎演奏会に

臨まれた。演奏会終了後、皇后陛下にぜひともピアノ演奏をとの誘いがあり、飛び入りで「グノーのアベマリア」を演奏されたという。侍従によると、人前で皇后陛下が演奏されたのは、記憶にないという。（『読売新聞』一九九三年九月六日、三〇面。）これは、『ローマの休日』ならぬ、『ビストリアの休日』のようで、日本国内では考えられないことかもしれない。皇室の方々が日本国内でも、（警備ないし警護の心配なく）もつと自由に振る舞うことができるようになるのは、もう少し後世のことになるのではないか。こう思うと若干残念である。

(49) 実は、筆者は『社会科学部報第二七号』（早稲田大学社会科学部・一九九二年二月）所収の「座談会・若手新任教員おおいに語る」二頁の中で、「二〇三〇年までに一回ぐらい政権交代があってもいいかなと思って、研究をしています」と述べていた。だが、筆者の（行間に隠された真の）意図は、第一に野党第一党（社会党）の現実的政策への「政策転換」が生じて、第二に社会党が総選挙でそれ相当の支持を得て「左の国民政党」と認知されて、その後に政権交代が起きるであろうというものであった。したがって、一九九三年八月に誕生した細川護熙政権と一九九四年六月に生まれた村山富市政権という、（社会党を含む）二回の政権交代は、筆者の予想外の出来事であった。一部の（左翼的な）学生は、あたかも筆者が政権交代を予測したかのごとき錯覚を抱くかもしれない。なるほど、表面上の事実としては「予測は正しかった」と受け取れるかもしれない。しかし、現実に生じた出来事の猪突猛進的な速度および順序と、筆者が想定した学問的な道筋とは「異なっていた」のである。

(付記) 本稿は、一九九四年度および一九九五年度の早稲田大学特定課題研究助成費、および平成七（一九九五）年度文部省科学研究費補助金（奨励研究A）による成果の一部である。また、本稿執筆の最終段階で一九九五年七月八日に、早稲田大学社会科学研究所EJ部会で発表の機会を与えられ、そこでの助言や教えに基づいて、大幅に加筆修正した。EJ部会の諸先生方に感謝したい。